

議 事 日 程 （第 1 号）

平成23年 6 月29日（水曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 例月出納検査結果報告
日程第 4 平成22年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 5 議員派遣の件
日程第 6 一 般 質 問
日程第 7 議案第36号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第37号 東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第38号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第 2 号）
日程第10 議案第39号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第11 議案第40号 平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第12 議案第41号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第13 議案第42号 平成23年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第14 議案第43号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）
日程第15 議案第44号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第16 議会推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について
日程第17 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1 番	村 雲 辰 善	2 番	桂 川 一 喜
3 番	樋 口 春 市	4 番	服 田 順 次
5 番	今 井 保 都	6 番	安 倍 徹
7 番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 今 井 修 輔

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成23年第2回東白川村議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 樋口春市君、4番 服田順次君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月1日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月1日までの3日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安江祐策君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成23年6月29日、東白川村議会議長 安江祐策様。東白川村監査委員 安江正彦、東白川村監査委員 安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成23年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成23年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成23年3月23日、4月25日及び5月25日。

3. 検査の結果 平成23年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（安江祐策君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成22年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（安江祐策君）

日程第4、平成22年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件についての提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

それでは、例月出納検査の資料の後をごらんいただきたいと思います。

平成23年6月29日、東白川村議会議長 安江祐策様、東白川村長。

平成22年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成22年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

本件につきまして、既に3月議会の補正予算で説明をしているものでございますが、自治法の規定によりまして、改めて報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1枚めくっていただきまして、繰り越しの内容でございます。

2款1項総務管理費で5件ございます。

きめ細と括弧で入っているのは、きめ細かな事業のことでございます。一つ目で、研修館改修事業、金額のところは22年度の事業費でございます。1,890万円、翌年度繰越額、これは23年度の繰越額でございます。1,890万円の全額でございます。財源の内訳としまして、未収入特定財源が1,303万3,000円でございます。残りが一般財源でございます。

二つ目で、村営住宅整備事業3,200万円、翌年度繰越額が3,200万円で、未収入特定財源が2,765万円でございます。

三つ目で、村営住宅修繕事業210万円、繰越額が210万円でございます。未収入特定財源、国庫支出金ですが、180万円でございます。

四つ目で、村道修繕事業225万円、繰越額が225万円で、未収入特定財源のうち200万円ござい

ます。

その次で、光をそそぐ交付金事業で、村営図書館機能拡張事業でございます。事業費が1,000万円で、繰越額が1,000万円、未収入特定財源が1,000万円でございます。

以上、5件につきましては、契約も済んでいない未契約の繰り越しとなっております。

それから、その表の一番下のところで、3款民生費、1項社会福祉費の方で、収入印紙等購買基金繰入金30万円、繰越額30万円でございます。これにつきましては、22年度で補正予算でお認めをいただいたものでございますが、基金条例の施行が23年4月であったために、繰り入れができなかったということで、繰り越しをさせていただきます。よろしく申し上げます。

裏にまいりまして、8款土木費、2項道路橋梁費でございます。道路橋梁維持事業510万5,000円、繰越額も510万5,000円でございます。すべて一般財源でございます。内容的には、久須見の大開線の工事ということで、繰り越しの理由としましては、工事の工程の中で、残土の処理場の確保ができなかったということで、翌年度繰り越しをさせておさせていただきます。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費でございます。農地・農業用施設災害復旧事業ということで、事業費は1億1,342万1,000円でございます。繰越額が5,817万7,000円を繰り越しさせておさせていただきます。すべて一財ということになってございますが、ちょっとこれとその次のやつにつきましては、国の方の補助の扱いが例外的な扱いになっておりまして、23年度に全額の交付決定が来るということで、現時点ではすべて一財という取り扱いになってございます。

最後に、災害復旧費の2項の公共土木施設災害復旧費で、道路橋梁災害復旧事業でございます。事業費が642万3,000円で、300万円の繰り越しでございます。これは一部繰り越しということで、下親田の村道の部分でございます。上の農地の復旧事業と連動しておりますので、一部を進捗できなかったということで繰り越しをさせておさせていただきます。

合計で1億9,049万9,000円の事業費のうち、1億3,183万2,000円を繰り越しさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成22年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江祐策君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

平成23年6月29日、議員派遣の件を報告いたします。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、少年の主張大会とふれあいコンサート、目的、教育振興に資する。派遣場所、はなのき会館、期間、平成23年7月8日、派遣議員、議員全員。

2番目に、Feel Green 2011、目的、地域の活性化に資する。派遣場所、中川原公園、期間、平成23年8月14日、派遣議員、議員全員。

なお、その次の本日までの部分につきましては、次のとおり、議長決裁により議員を派遣したので、報告しますので、資料をお目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江祐策君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は6名でございます。

通告順に質問を許可します。

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

本日は、3点ほどの質問をさせていただきたいと思います。

まず一つ目が、災害に対しての備えについて御質問いたします。

現在、村の財政貯蓄は約5億円あり、資産としての価値は非常に理解できます。しかし、村民の生活を支える具体的な役割を十分に果たしているとは考えにくいのではないのでしょうか。なぜならば、東日本の災害発生当初を思い起こすと、非常時に直ちに必要だったのは、現金ではなく、物であったり、サービスであったりしたからです。そういった観点から見て、現状における村の財産のうち、即戦力となり得る災害用の備蓄は十分でしょうか。

次に、インフラ整備にもさまざまなものがあります。道路のように、計画的に少しずつ整備していくことにも大きな意味があるものがあります。ですが、非常連絡網であったり、防災設備など、計画を前倒ししてでもいち早く整備していくことこそが大切なものも多くあるかと思います。防災無線などの老朽化や、屋外緊急放送設備の不備など、まだまだ十分な体制とはいえないところもあるように見受けられます。早急にそれらを見直し、整備していくお考えはあるのでしょうか。

今回の大震災では、マスコミなどの報道などから、自衛隊などの人的資産がとても重要であることを痛感いたしました。東白川村においても、自主防災会などがありますが、それとは別に、組織立って行動がとれる消防団の存在はとても重要だと思われれます。しかし、このところの状況を見ますと、消防団に対しては、村民や行政の十分な理解が得られていると思えないところがあります。消防団活動に対して、今後何かしらの積極的な支援を行う御予定はあるのでしょうか。

続きまして2点目の質問ですが、雇用と通勤支援についてです。

現在、村営住宅においては、村内に勤めている人に対して、家賃の控除が行われています。ですが、村外に勤めている人には控除がありません。その差をつける必要性が一体あるのでしょうか。

先日、同じような人口問題を抱えている岐阜県の白川村では、定住促進のために、村外に通勤している人に対して通勤費を助成することをマスコミで発表しておられました。東白川村においても、そのような政策の予定はあるのでしょうか。

「村内に雇用を」という声は非常に多く聞かれ、村の政策においても、その色が濃いようです。しかし、新たに確保できる仕事に対して、人口減少の速度はあまりにも大き過ぎるのが現状ではないのでしょうか。理想を追い求めることは確かに大切ではありますが、もう少し現実的な人口対策も同時に考えていく必要があるかと思います。

そこで伺いますが、即効性を感じられるような人口対策の予定はございますでしょうか。

最後に、臨時職員の資質管理と向上について御質問いたします。

昨年度、役場の臨時雇用職員に関する条例を整えていただきました。若者の定住促進に対して、新たな受け皿を整備していただけたと評価しています。しかし、役場という職場の性格上、雇用促進の場であるだけでは片手落ちであると思われれます。雇用の門戸を広げると同時に、雇用された職員に対する資質の管理、向上を図ることは、役場の機能低下を防ぐための必要条件であると考えます。参考までに、現在正職員の資質の管理と向上に対する具体的な仕組みはどのようなようになっている

のかを伺います。また、正職員だけではなく、臨時職員についてはどのようになっているのかも、あわせて伺いたいと思います。

先ほど申しあげました条例が制定された結果、今年度からは、臨時職員の権利がふえることになりました。権利がふえたことに対する義務として、今まで以上に臨時職員の資質を管理したり、向上を図る必要も新たに生まれたと思います。直前の質問と重なるところではありますが、条例制定に対する方策として、資質向上を図っていく具体的な方法は何かございますでしょうか。

以上で、質問を終わります。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをいたします。

未曾有の大災害の予想をするならば、現状で十分に備えがあるとは思っておりません。しかしながら、できることから整えていかなくはなりません。東白川村の各集落が孤立することもあり得ると考えております。その場合、どんな施設や人材が必要か、完璧に準備するのが理想でございますが、少しでも理想に近づけるよう努力してまいっているところでございます。今後とも、必要なものから順次取り組んでまいりたいと思っております。

消防団員の待遇や団員確保については、これは東白川村だけでなく、岐阜県全体で何らかの優遇措置を検討する時期に来ていると考えております。県の考え方を検討し、取り入れながら、取り入れられるものは参加してまいりたい、そんなふうと考えております。先日の町村会においても、消防団員の減少について、いろんな悩みが語られ、そしてまた対策を立てていくよう話し合っております。

それから、村営住宅の入居条件については、今後働く場所は関係なく、議員御提言のように、一律にしてみたいと思っております。今年度予算の2棟については、先日入札を行いました。その入居募集から全体を実行してみたい。今までお住みになっている方が不利にならないようにしてみたいと思っております。

また、村外への通勤費用の支援についてでございますが、新しい村民ではなく、固有の村民の皆さんも、仕事場は村外という方もたくさんお見えになります。私も、住宅の上棟式のお祝い等に出かけますが、本当に遠くまで通って建前をされる大工さん、大変なお仕事で御苦労さまであると思っております。しかし、今のところ、どういうところにお住みになっておる方であっても、村外への通勤費の補助ということは考えてはおりませんが、今後研究をさせていただきます。

それから、職員の雇用については、雇用促進の場だけではなく、それぞれの職員の持つ技術や資格の流出を防ぐために待遇改善を行ってまいりました。これからも、待遇改善とともに、スキルアップは当然のことと考えております。その他、細部については係から御説明をいたします。現状、どのようなふうに行っているかを説明させていただきます。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それではまず、防災備蓄の方でございますけれども、防災センターがそれぞれございますが、こちらの方に、発電機とか毛布、スコップとかとびぐちなど、少量ながら配備をさせておっていただきます。食料品につきましては、防災センターにアルファ米が450食と役場に150食程度ある程度でございますので、こちら辺も今後もっと備えなくてはならないかと思いますし、乳児用のミルクとか、そんなものもこれからは準備をしていかななくてはならないかと思っております。

それから、防災無線の方につきましては、無線の届かないところや無線機の故障しているのがあるようでございます。今年度、無線機の点検をするような予定にしております。

それから、防災無線の方の更新につきましては、一応平成27年度に総合計画では更新予定というふうになってはいますが、消防団や自主防災の方との相談、それから今年度立ち上げました情報基盤の管理の運営委員会の方でも、屋外の放送設備とかそういうことも含めまして、御検討をしていただきたいと思っております。

それから、消防団活動につきましては、消防団の皆さんには、訓練、それから予防・防火活動に大変御苦労をいただいておりますけれども、今、消防団員が123名ということで、団員報酬ですと、当初の予算ですと441万3,000円、それからそれとは別に、訓練の手当が82万9,000円ほどの予算というふうになっております。団員の活動や確保のために、村民の皆さんに御協力を得られるようなPR活動も行っていきたいと思っております。

それから、臨時職員の方につきましてはの御質問で、まず正職員のこともお伺いされてはいたけれども、それぞれ岐阜県の町村職員研修センターというところがございまして、そこでいろんな研修コースがございます。1年に何回か職員が交代で係長研修とか課長研修、それから一般の初任者研修と、それぞれ研修に参加をさせておっていただきます。それから、臨時職員の方につきましては、まだそのようなことには参加をさせておっていただきませんので、これからは機会があれば研修に出ていくということも考えさせていただきたいと思っております。

また、ことしの9月9日に、電信電話ユーザー協会の電話の対応の講習会が本村で開かれる予定になっておりますので、そういうのにも参加をさせていただいて、向上を図っていくというようなことも一つの手かなあというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

住宅の家賃で、村外に勤めている人と村内に勤めている人との差があるというものは定住促進住宅でございます。これは、昨年の3月にお認めをいただいた定住促進住宅の設置及び管理に関する条例というところに規定してございまして、家賃の基本額は5万円で、それから村外から転入、または定住された場合に1万円を10年間控除すると。それから、生計の主たる方が村内で就業しておられる場合は、1万円を10年間控除するというようになっておりますので、村長が申し上げましたよ

うに、就業先が村内と村外とに分けないということになりますと、条例のまた改正をお願いすることになると思います。原案を決めまして、議会と御検討いただきながら、また条例改正の提案をさせていただきたいと思いますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、村民課でやっております定住促進事業というのがございまして、IターンとかUターンの方に、住宅の改修等を行われた場合に助成金をお払いする事業がございまして、平成22年度は2件で220万円の助成金をお支払いしております。水道の加入権の部分が40万円、それから浄化槽を正しく埋められた場合に、普通の浄化槽の補助金のほかに50万円出すことにしておりますけれども、それが2件で100万円、それから住宅改修の助成が2件で80万円という内訳になっております。

また、本年度は、現在のところ2件の申し込みがありまして、助成額は110万円となっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問。

○2番（桂川一喜君）

多彩にわたっている質問でしたので、さまざまな御回答をいただいて、ありがとうございました。

まず、災害に対しての備えについてですが、必要性があるからいずれはやるんだということについてはよく理解はできましたが、今回の災害等でもわかりましたように、いつ起きるともわからない、あす起きるかもしれないというものに関して、整備する予定でしたという言葉では、決して村民に対して十分な説明になると思えません。

冒頭に申しましたように、財政貯蓄という形で5億円ほどあるというような現状におきますと、お金がないから実は整備できないんだというのは、決して言いわけにはならないのではないかと考えたので、冒頭に財政貯蓄の話をさせていただきました。

あした起きるかもしれない災害について、いずれやりますと。特に先ほど防災無線についても27年度というような数字が出ていますが、じゃあもし災害が起きたときに、防災無線の不備でどうなるか。それから、屋外放送につきましても、確かに1年間の研究の成果として、来年度実行できるであろうということは、もしかしたらめどとしてはわかります。だけれど、ひょっとしたらこの夏に起きるかもしれない災害について、現状の方法で何ができるだろうか、それも同時に考えていくことが今後必要ですし、ある意味、行政としては説明責任というものも実は必要になってくるのではないかと。要は、何で村民が待たされているかということを確認に説明した上で、待つていただくという姿勢がないと、終わってしまってから実はやるつもりだったんだというんでは、やっぱり村民は納得できないと思いますので、即時対応できるものについては即時にできるだけ対応していただく、そうでないものに関して、逆にどうしてそれが待たされているのかというのを、村民にお聞かせいただけるような方法をとっていただけないかということ、ちょっと御質問したいと思います。

それから、雇用等につきましては、先ほど申しさせていただきましたように、差をつけない方向でひ

よっとしたら考えていただけるというようなことでしたのであれですが、定住について、実は雇用を村内にというのが、今キーワードになっているんですが、村内に求めないときに対する促進としまして、住宅の控除等をということで今進んでいます、方策としては、理想を掲げるという意味においては、村内の雇用をただ単にふやそうというだけでは片手落ちかもしれないというのでしたら、それに対応するもう少し積極的な人口対策というものが、今後練っていただけるかどうかもちよっと伺いたいと思います。

最後に、臨時職員の資質管理、向上についてですが、現在向上についてどのような考えかということとはわかりましたのと、臨時職員については今後という言葉がありました、実は昨年度、先ほど言いましたように、もう既に条例で権利は大きく認めることになりました。それで、臨時職員さんが権利の裏側として、役場の職員であるという自覚、それから村全体を考えていくという使命を、一定の何らかの義務として明確化をしていただけるとありがたいと思いますので、もう一度この臨時職員がいずれではなくて、即何らかの形で向上していただけるということ、ちょっとお答え願えないかもう一回質問してみたいと思います。

それから、実はさっきの中に、管理というところが抜けておまして、上司における部下の管理でありますとか、それはどんな職場でもあり得ると思いますが、その具体的な方法についてはお答え願えなかった、どのような管理がされているかをちょっともう一回お聞きしたいとともに、実は役場の職員というのは、常に上司の目にさらされるだけでなく、村民の目にもさらされていると思います。村民が役場の職員に対してどのような思い、感想を持っているかということ、どのような形で役場が酌み取っているのか、今現在どうなっているのか、もしくは今後どうしていくべきかというお考えをちょっと伺いたいと思います。以上です。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

まず、臨時職員のことについてでございますが、役場が募集をして臨時職員に応募した時点で、役場の職員であるという、そういう自覚を持ってやっておっていただけるものと思っておりますし、日ごろ役場の職員は村民の皆様方から給料をいただいております、そういう意味で、それぞれ身を慎みながら頑張っていただくということは申し上げてきておりますので、当然自覚あるものと私は信じております。今後とも、そういうことは忘れることのないように、それぞれの上司から申し伝えてまいります。

それから、災害の備蓄についてでございますが、現在備蓄しているものは少ないと思っておりますし、また無線とか通信とかというものについても、先ほど申し上げましたように、完璧であるとは絶対思っておりませんが、だから財政調整基金が5億円あるから、それを今取り崩してやりなさいということかとは思いますが、なかなかそういうわけにもまいりません、災害が起これば、まず復旧のお金はあるだろうかと思うのが私の第一感でございます。昨年の土砂災害が起きたとき、ある程度のお金があったおかげをもちまして、これは全部村費であってもやりますという、初めの初動

ができた。その後いろいろな方面へお願いして、補助金をいただいてきて、村のお金はそんなに多くはかかりませんでしたけど、こういうことは当てになりませんので、もちろん金も大事でございます。これを物にかえるということも一つの方法ではありますが、例えば食料というものは更新をしていかなくてはなりません。現在の村の状況を見ますと、それぞれの家庭においても備蓄も持っておられます。

私が、一番大災害が起きて何が困るだろうと思うことは、集落の孤立であります。幾つも集落がありますが、この中で、中濃地域にはたくさんの集落があり、孤立すると予想される集落がたくさんあります。東白川村でも、半分ぐらいの集落は、大災害が起きて通信網がずたずたになれば、孤立するのではないかという予想がされております。こういう場合には、当然これは孤立したらどうするかということですが、現在ではヘリコプターを飛ばすということになれば、ヘリポートが要るわけでありまして、村には今ヘリポートと名のつくものは1個しかございません。これを、せめて3個、4個とふやしたいと思うのは当然であります。ではどういうところに、どういう場所にしていったらいいんだということも、これは研究をしなくてはなりませんし、専門家に見ていただいて、適地を探さなくてはならないということになってまいります。

いずれにしても、この未曾有の大災害を私も見てまいりました。本当に、これは大変なことでございます。我々のところがあのようなことになれば、これは全滅に近いんじゃないかなあと思うわけですが、津波とは別な災害になろうかとは思いますが、それもやはり予想しながら、できることから近づけていくというのはそういうことございまして、今何もやりませんということではありませんので、どうか今後とも御指導をいただきますようお願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

臨時職員の管理ということでございますが、臨時職員の方は、全員が全員8時半からの勤務ということではございませんので、それぞれの勤務の条件で、遅く見える方や早く帰られる方、それぞれ採用のときの条件で勤務をしておって大変頑張っておっていただきます。それぞれの係において、この臨時職員はどんな仕事をやっていただくかということをそれぞれ決めておりまして、一生懸命それぞれ努力しておっていただくというふうに私は感じております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

最後に、災害についての話なんです。今おっしゃられたように、狭い範囲での災害と、今回東北で起きたような広域災害との大きな違いを感じる中に、実はお金が幾らあっても、物がもう入ってこなくなってしまう。要は、現金があるからこれで物を調達できるというのは、小さい災害において、要は自分のところの外側は平常を保っている場合に限るとというのが、今回の災害でよく

わかりました。

それで、どうしてもちょっと今伺いたいのは、広域災害と、狭い範囲での災害というのは、おのずから性格が違うということ、今回の災害で多く学ばせていただきまして、やはり現金が幾らあっても、物も人も手に入らない状態、これを想定した、さっき孤立という言葉が使われたわけですが、村内の中で小さい範囲が孤立するのと同じように、岐阜県でありますとか、全国の中で東白川が孤立してしまう。それも、自分のところだけが災害が起きて、周りが平常を保っている場合の孤立でしたら、待っていれば必ず援助がやってまいります、東北のような状態になってしまいますと、もう待っても待っても周りから援助が来ない、そのときにお金があるから売ってくれといっても、物が入ってこないような状態、これが東北で、最初の段階で起きていた現象ではなかったかと思えます。

それで、お金というものは万能に使えるから、資産としては一番価値があると言われていますが、万能に使えるがゆえに、いざというときには何の役にも立たないというのが現金ではないかと思えます。ですので、全額を食料品にかえてしまえというわけではなく、その中の、もう少し割合を考えていただいて、現金がなくても何らかの生活ができるような、そういうような割合を考えていただけないかという質問と、先ほど落ちておりました消防団員につきましては、何が問題かという、実は一生懸命頑張ってくれている環境の中で、防災センターでありますとか、コミュニティーですとか、消防の車庫等の環境が何十年前からあまり大きく変化していなく、夏の暑いさなかに訓練ですとか、非常出動した後に戻ってみますと、空調のないような場所で頑張っている。そこは、避難場所として今後使われるようなことも可能性としてはありますので、団員のためならず、行く行くは村民のためにもなると思えますので、そういう避難場所であり、訓練場所であり、活動拠点となっている場所の環境等を整えていただけないかということをお伺いして終わりたいと思えます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

空調のあるところは、鮎ヶ瀬会館だけでありまして、そのほかのポンプの車庫とか、それぞれのコミュニティーセンターにはついていないと思えますが、今後議員おっしゃるように、避難場所ということにも使っていくということになれば、空調も大切なものと思えますので、今後研究させていただいて、また消防団の方とも相談をしながらやってまいりたいと思えます。

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

これからの東白川村について質問をさせていただきます。

合併ありきで進められてきた村政から、合併が破綻に終わり、18年度決算では、実質公債費比率

も26.5%、岐阜県下ワースト1位という結果で、行政関係者のみならず村民全体に大きな衝撃を与えました。村政運営に大きな支障をもたらしたことは言うまでもありません。

そこで、本村の財政体力の弱さを思い知らされ、その後、財政健全化、行政改革、地方債の抑制に取り組み、今日では公債費比率も16.7%、財政調整基金も5億8,000万円を積み立てられたことに対しましては、大変な御苦勞であったと思います。しかし、その間、住民の皆さん方は、不況の中を大変な思いをされてきたこともまた事実であります。

1点目に、村長も2期目の2年目に入り、合併できなかったことにより、この村にどのような不利益なことが生じたのか、また合併しなかったことで、どのようなことがよかったのか、今までに検証されたのかお聞きをいたします。

二つ目に、今後どのような村を目指して村政運営に取り組んでいかれるのかを具体的にお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員にお答えを申し上げます。

議員御指摘のように、合併破綻から8年を迎えようとしております。私も、村長になる前、議長時代、合併に向けて誠心誠意努力をいたしてまいりました。依存財源が主体の東白川村への国からの交付金が、1年に1億前後ずつ減額をされ、15億円あった交付税が9億円台になりまして、年ごとに少なくなってまいりました。この時点で、3億を超える公債費を差し引けば、人件費も不足する額になろうとしておりました。前村長同様、私も合併以外にないと考えておりました。

しかし、加茂郡の合併が破綻するとともに、合併の機運も下火となってまいりました。そんな折、私が村長を拝命いたしました。当然、財政は県下最低であり、現在5億幾らということが前の質問にも出てまいりましたが、これは近隣市町村の半分程度でございます。回復したとはいえ、まだまだ私の村は金持ちといえる状態ではございません。

私が、村長に立候補いたしましたときに、マスコミの初めの質問は、東白川村の財政を考えると、なぜ村長に立候補されましたかと。あたかも、こんな財政を背負って何をするのかというような御質問でございました。以来4年間、職員はもちろん、議員の皆さんや、不況の中、村民の皆さんの大変な御理解・御協力によりまして、公債費比率も16.何%は加茂郡の町村の中では約10%皆さんより多いわけございまして、半分にも満たないわけございしますが、当時から見ればよくなったということでございまして、安心はできませんが、今後もしっかり運営をしてまいりたいと思っております。

それから、合併がよかったかよくなかったか、これは私にもよくわかりませんが、私が村長になりまして以来の交付税のあり方が少し変わってまいりまして、もとの15億ほどあったときには戻りませんが、10億円を超える交付税をいただいて、依存財源ながら、どうやら新しい事業もできていくようになってまいりまして、村の活性化のためにいろんな事業を起こしておるところございま

す。

まだまだ安心できる状態ではございませんが、今後の村政についてということでございますが、これは、昨年、私が立候補をするときに出した文書がございますので、これをちょっと引用させていただきますが、途中からでございますが、平成21年に立村120周年を迎えて、記念事業を開催いたしました。改めて先輩の苦勞と偉業が身にしみました。心から感謝を申し上げたいと思います。来期は、新しく第一歩を踏み出します。立村当時の人口の再現を目標に掲げ、すべての政策のベクトルを集中させて、東白川村を限界自治体にさせないことはもちろん、地産地消を合い言葉に、村民が助け合い、明るく、仲よく、心豊かに暮らせる東白川村を築いていくことが私の務めだと思います。2年間かけて完成した国産材利用向上による地域経済振興事業（フォレストスタイル）を中心とした村内森林及び木材関係事業の活性化、荒廃農地をつくらないための農地流動化奨励事業や、特産品の生産支援、商工会を中心とした商工業の支援、医療・福祉ゾーンは、療養病床を転換型老人保健施設へ転換し、充実する。東白川村の村民をふやすための定住促進住宅を建設する。そして、東白川村が伝統文化をみずから守り、発展をすることを望む。それから、自然のエネルギーを利用していくという東白川村しかできないようなことをやっていかななくてはならないと、このような思いで立候補して、無投票で当選をさせていただいたということでございますので、この思いは今も変わってはおりません。今後とも、この事業を進めながら、村民が楽しく暮らせるように、そういう意味で、この7月13日から認定を受ける「日本で最も美しい村連合」、このように加入することも、この思いに一致するものであると考えております。このことについては、また別な機会に村民の皆様にも御説明をしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、3番 春市君。

○3番（樋口春市君）

さまざまな思いを胸に立候補されたということでございます。人口減少にも、立村当初の人口に戻りたいという思いで今日までやってこられておられるわけでございますけれども、なかなか人口減少にも歯どめがかからない。立村当初どころか、2,500人を割り込んでいるのが現状でございますし、農業につきましても、4次総でさまざまな事業が計画をされておりますけれども、本村の基幹産業の今後の活性化につながっていくものなのか非常にわかりづらい、理解しづらいというのが正直なところでございます。

現在の基幹産業の農林業におきましても、茶葉の価格の低迷、木材価格の低迷で大変深刻な状況が続いていることは、村長も十分認識をされておられるところだと思います。現在の農林業を支えておられる皆さん方も、60歳以上の高齢の方ばかりということで、後継者のいないのが現状でございます。地域農業の担い手の育成が本当に急務となっております。

今年度、特に県におかれましても、地域農業の担い手育成を急務とする各種助成制度や情報提供を行って、農業に関心のある若者や企業、あるいはNPOの参入を推進されております。2009年の

農地法改正で規制が緩和をされまして、農業に関心を持つ企業、NPOが年々ふえてきているというところでございます。平成20年度には9法人、平成21年度には18法人と、また平成22年度には42法人というような、年々平野部の農業では非常にふえてきておるようでございます。

また、私たちの中山間地域におきましては、点々とした農地ということで、なかなか企業の参入ということは望まれないものでございますけれども、若い人たちに、本当に農業に関心のある人たちに、それ相応の助成をし、また農地の整備を行って、集約的な農業が今後進められていくような、本当に農業で十分に生活ができるような整備をされていく必要があると思っておりますけれども、かなり思い切った施策をされないと、この農林業の担い手の育成というのは大変厳しいものだと思います。さまざまな問題がまだまだ山積をいたしておりますけれども、早急に農林業の担い手づくりを進めていかなければならないと思っておりますけれども、村長はどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

私も、樋口議員と同じような考えを持っております。確かに、人口減に何とか歯どめをとっては思っておりますが、思いとは裏腹に人口は減る一方でございますし、若い人の農業もなかなかふえてはまいりません。

しかし、昨年度もトマト農家へ支援をいたしました。一人でもそのような方があるということ。を非常にありがたいなあと思っておりますし、今年度、トマトの選果場あたりも支援をいたしまして、新しくなりました。また、この農家の先生と申しますか、新しい方を受け入れて教えますよという若者もありまして、私も大変ありがたく思っております。

また、農地が、議員おっしゃるように、平地と違いまして、大きな面積を集めまして、一人で機械化をしていくというのがなかなか難しいと、こういうことがございまして、水田においては小さい田んぼでありながら、大きな機械が入れるようになっておりますので、借り手があるわけですが、お茶畑については、何とか広いお茶畑をつくって、小さいところを転換していく、つくり直すというわけではなくて新しくつくって、あまり仕事のしづらいところは、またほかのものに利用していくということも考えなくてはならないと思っておりますが、いずれにしても一朝一夕にできないというのが悩みの種でございますので、また今後議員の皆様方とも話し合いながら、御指導いただきながら、村の農業が絶えてしまわないように頑張っていきたいと思っております。

小さな芽は幾つも出てきつつあるということを御報告申し上げて、お答えいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

それでは、東白川村単独で今後も進めていかれるおつもりであるのならば、東白川村といえ

れというセールスポイントとつくる必要があると思いますので、村長は何を中心として村の活性化を今後進めていかれるのか、最後にお聞きをして質問を終わりたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

先ほど申し上げましたように、ただいま進めておることのほかに、今度7月に参ります美しい村連合、これに入りまして、いろんなものに、このロゴマークも使えることになりまして、農産物、林産物、そしてまた食品等にそういうものもイメージアップのために使いながら、村の独自産業とございますか、生産から販売までを村ぐるみでやっていくと、こういうのが私の理想でございますし、エネルギーにつきましても、太陽光発電の支援とか、マイクロ水力発電については規制もございまして、いろいろとこの規制についてもお願いをしながら、ことしは講演会を予定しておりまして、来年には何とか1件ぐらいはひとつ支援をしてつくらせていただきたいなあと、こんなふうに思っております。

○議長（安江祐策君）

ここで、10分間暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは再開します。

5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは、資源の活用について質問をいたします。

今回の東日本大震災は、私たちにいろいろなことを教えてくれました。まず、被災地の人々の苦勞と粘り強い生き方に学ぶことがたくさんあります。それと、何よりもきずなの大切さを痛感し、日本人の持っているよさがよくわかりました。今までの私たちは、豊かさになれ過ぎて、物を大切にすゝる気持ちが薄れ、無駄遣いをしているように思われます。いま一度、各自が自分の生活を振り返り、身の丈に合った行動をとらなければと反省すべきときだと存じます。

便利さに甘えることなく、自分の身の回りにある自然の力をもっと活用し、今、世の中は原発から脱却して、自然エネルギーへの転換や再生エネルギーの開発が求められております。太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力等を利用すべきだと言われております。東白川村は、山と川の資源が豊富にあります。これを活用し、水車などを利用した小規模発電や、川の流れを利用した水力発電、また森林では、間伐された木材を切り捨てにしているのが現状ですので、それを地域でどう活用すべきかを考える必要があると思います。

また、中津川市加子母に整備された合板工場が4月1日より正式稼働しておりますが、その材料である原木を安定供給し、着実に稼働率を上げることが岐阜県に求められていると思います。工場に一番近い東白川村の果たす役割もあると思われませんが、いかがでしょう。

今後、村では自然エネルギーを生かすための手だてをどのようにお考えか、村長にお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えをいたします。

資源の活用についての御質問でございます。

私も、議員と考えは同じでございますが、太陽光発電については、さきに小学校に設置し、村民の皆さんに見ていただき、昨年度から民家の設置に対し支援をいたしております。ことし2年目であり、昨年からすると、かなりと申しますか、件数があると思いますので、後ほど説明をいたします。また、ことしは2年目であり、来年からは支援も大きくすると同時に、公共施設も順次広めたいと考えております。

水力発電については、昨年度村内15カ所の調査をするのと同時に、デモ機をつくりましたが、ことしは講習会を開き、来年度はどこかで実現したいなあと考えております。水力発電には規制もございますので、クリアできるよう努力したいと考えております。原子力発電が、一気に自然のエネルギーにかわるとは思っておりませんが、私たちにできることから少しずつやるのは当然のことであり、今後も努力をしまいたいと思っております。

それから、加子母の森の合板工場に対しては、原料の供給をするのと同時に、できることから理解し、協力していきたいと考えております。ことし、村有林の杉を切りまして、納品をしたところでございます。また、先日、森の合板工場へ参りまして、齋藤専務理事さんにお会いし、8月の加茂郡町村会の視察研修をお願いしてまいりました。現在では、杉だけではなく、ヒノキの合板もつくっておられるようでございます。そして、地元の建築業者にも販売をしていただくようお願いをまいりました。

太陽光発電のきょうまでの実績は、また係から説明いたします。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

そうしましたら、太陽光発電の補助金の実績でございますけれども、平成22年度は5件で60万円の予算に対して、補助金を交付したのは5件で54万2,000円でございます。平成23年度につきましても、5件分60万円の予算がありまして、既に申し込みが5件で56万3,000円あります。6件目というのも仮申し込みがありまして、予算が既に超過してしまっておりますので、後ほどの補正にまたお願いしているところでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

再質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今、太陽光発電の補助金というか、村民の方などは前向きにとらえておりますけれども、やはり行政として、先ほど質問しました、これだけの資源があるのに、それを生かさないというのは、やっぱり村としての、先ほどから活性化のための方針もありますように、やはりこういったことは村の財源も厳しいところではございますけど、もう少し積極的に取り組むことは、日本の将来にとっても、村にとっても大変いいことだと思います。

特にエネルギー、電気は、これからは買う時代から、それぞれが発電する時代になると思いますし、その村で農林業なんかは地産地消をしておりますけれども、将来的には村で、そういうエネルギーも地産地消ができたならなあというの、私たちの夢とまでは言いませんけれども、こうした資源がありますので、現実的になっていくような、村長のリーダーシップの中で、前向きな取り組みを期待したいと思います。

それから、加子母の合板工場ですけれども、設立が決まったときには、雇用あり、それから材料の提供ができるということで、大変喜んで、私の村も、これを活性化の一つのあれに結びつけられるんじゃないかと期待をしておりましたら、いざ現実には、雇用は、私の知っているところでは1人、それからまた材料の提供も、民間でなしに、村としての供給をしているような段階では、何か今後こういった村のためにももう少し努力をするところがあらへんかなあとと思いますし、特に雇用の面では、村の人たちの雇用の場とすると、やはり現実的には難しい面があるかと思っておりますけれども、村外へ行ってみえる方にも、こういう工場が近くにできていいですよとか、そういうPRが本当に村民の方々を通じて、そういうものができているかどうか。ただ、できるげな、ただできますよとか、そういったことの情報だけが伝わって、それをいかに村が利用するかということがちょっと欠けているように見えるわけですけれども、その辺の村長のお考えをちょっとお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

エネルギーについては、一気に、じゃあ全戸つけましようなんていうわけにはいきませんが、少しずつ支援も大きくしていきたいと思っております。

それから、森の合板工場については、現在は石巻の方がまた増強してきておられます。これは石巻の工場がつぶれちゃいましたので、こちらで2交代制で今やっておられますが、職員は大ベテランが来てみえて、今度は8月11日から石巻に帰られますので、工場は休みになるそうでございます。

そういったことで、村からの雇用、村の人があそこへ行って働く。近いし。よそへ行ってみえる方が、うちへ戻ってきて、村の雇用促進住宅へ入って、あそこへ行ってもらうというのは非常によい考えであると思っておりますし、私もそう思いますが、なかなかそれが現在両親を村に置いてまちの方

へ働きに出ておられる方が、現在やっておる仕事を転換してくるというのは、よほどの大きな思い切りが要ることでありまして、そういう条件に合った方がなかなかないということではないかなあと思っておりますが、もちろん村として、今議員のおっしゃったような方法ができることはありがたいことであると思っておりますが、議員同様、なかなかすっきりいかないという面がございますが、これは人の関係でございますので、私の理想どおりにはまいらないかなあと思っておりますし、また原料についても、確かに供給をすればいいわけですが、木を切って出してくるというその賃金、これに見合う以上のものがないと、なかなかうまく回らないわけでありまして、作業道をつくって、木を切って出してきたとしても、木の代がないようなことになってしまう場合が多いわけですので、大変それが悩みでありまして、何とか年をとった方でも、近所の邪魔になるような木を2メートルぐらいに切って、1本2本と集めて森林組合から持って行ってはどうかというようなアイデアも出してはおりますが、なかなか吹きつかないと。今度の震災に対する合板がたくさん要るということで、これは木が安いとか高いとかということは別にして、村有林の木を切って納品をいたしました。

これは、ひょっとすると、勘定には合っていないかもしれませんが、多くの人たちの仮設住宅をつくらなければならないということでございますので、御理解をいただきたいと思っておりますが、なかなかあの民有林を切っていただくというのは、多少なりともそろばんに合わないはずですので、何とか宣伝をしてこれからもまいります。また議員の方でもよいお知恵を出していただきたいなあと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問。

○5番（今井保都君）

太陽光発電は、村民の方々は前向きに取り組んでおられて、補正もまた出ているようでございますけれども、公共施設として、今小学校はついておりますけれども、今後の、公共施設について、何かお考えがあれば伺いたしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

私の思いは、少し前までは小学校に太陽光、中学校に水力発電と思っておりましたが、どうもその水力発電が、規制のことがありまして、現在の持つておるところからは引っ張ってこられないということがございますので、来年度の予算から、公共施設に太陽光発電をつけていきたいと思っております。どれだけやれるかは別として、これは予算の問題ですので、せめて例えば中学校とか、例えば役場と、そんなことも考えております。

発電の、私どもは素人でございますので、発電した電気で、そのまま、例えば医療機関あたりで、それがどのように使えるのか、波があるからだめだとかという話もありますので、いろいろ研究しながら順次進めてまいりたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

○1番（村雲辰善君）

3件について質問をいたします。

1件目は、近年多発する土砂災害等の防災上の観点から、また通学路、生活道としての安全確保の観点から、県道72号恵那蛭川東白川線の整備推進についてお伺いをいたします。

近年の雨天時、県道72号恵那蛭川東白川線のサビロ谷沿いの道路山側斜面より道路への流水が大変ひどくなってきております。特に、1時間当たりの降雨量が20ミリ程度に近づくような状況時や、強い雨が続くようなときには、山肌から流れ出た雨水が、かなりの量で広い範囲で道路上に水が流れることもあります。また、冬期に当たっては、流れ出た水が路面一面を凍ることもあり、大変危険な状態になっております。

昨年、同地内では、大きな土砂災害も発生しておりますし、中学生の自転車通学路でもありますので、畑薙橋付近の拡張とともに、早期に整備いただきたく、現在の整備予定についてお伺いをいたします。

2件目は、東白川村の地震や豪雨時のときの集落孤立のおそれについてお伺いをいたします。

県の調査で、地震や豪雨などの災害時に、土砂崩れでアクセス道路が寸断されるなどして、孤立するおそれのある集落が、昨年の9月時点で県内に25市町村515カ所あり、このうち孤立が想定される集落数が東白川村が属する中濃地区においては最も多く、205集落という調査結果が報じられていました。そこで、本村における災害時の集落孤立化についての把握と備えについて3点伺います。

1点目に、東白川村の道路崩壊危険箇所の把握として、県の調査の中にある中濃地区205の集落の中で、本村が該当する集落はどこでしょうか。

二つ目に、東白川村独自で取り組む道路崩壊防止対策について。

三つ目に、集落における食料や医薬品の備蓄状況について。

以上、3点お伺いをいたします。

3件目は、再生可能なエネルギーへの転換を見越した新エネルギー特区について、提言を含めた質問をさせていただきます。

東北・関東大震災において、亡くなられた皆様へのお悔やみと、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

この大震災は、国民に物心両面にわたり、大きな損失と衝撃を与えました。とりわけ、いまだ事態の收拾のつかぬ福島第一原発については、一国民としても大変心配しているところでもあります。そのような中、再生可能なエネルギーへの転換を図り、低エネルギー社会へ向けていくことへの注目も集まりつつあります。

東白川村は小さな自治体ですが、小回りのきく小ささをプラスととらえて、規制の特例による再

生可能なエネルギーの導入促進を図るとともに、中山間地や林業地としての特性を生かした再生可能なエネルギーの研究を推進するような新エネルギー特区としての取り組みができないものかと考えます。

この取り組みは、本村の産業や雇用の創出、定住促進などの課題解決を含めた地域再生にもつながり、また日本の復興にも寄与できることを考えると、本村が将来ビジョンとして施行する余地ありと考えます。村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えをいたします。

県道整備については、非常に危険箇所が多くて、再三要望をしておりますが、遅々として進まない現状であります。見通しについては、係の方から説明をいたします。特に、冬期の危険な通学路ということで、畑薙橋を第一に要望してまいっております。

次に、自然エネルギーに対する考えと事業については、今井議員への答えと同じでございますので省略をさせていただきますが、自然エネルギーの特区構想は大変ユニークであると思います。今後、村でも研究をさせていただきたいと思っております。このようなことについて、近々国会議員も本村へお見えになるようでございますので、一度お話を伺いたいなあと思っております。

それから、災害備蓄と急傾斜地崩壊対策事業については係の方から説明をいたします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

ただいま御指摘をされておりました恵那蛭川東白川線の危険箇所の件でございますけれども、まずこの2件とも、先般5月に行われました土木との懇談会で要望させていただきまして、その折に回答をいただいております。

道路への流出箇所、流水箇所につきましては、遅くともことしの冬までには修繕の対応を行うといった回答をいただいておりますが、集中豪雨時の出水状況を見ますと、通学路としての安全性に支障がありますので、極力早々に着手していただくようお願いをしておる状況でございます。

それともう一つ、畑薙橋付近の拡張についてということですが、これにつきましても、回答によりますと、道路敷内での改良・拡幅は早速にでも検討させていただきますが、用地買収を伴う改良については、財政的に当面は困難であるという回答でありました。これにつきましても、再三またお願いをさせていただきましたが、この答えにつきましては、このままの答えが返ってくるというような状況で、もう少し見通しとしましては先かということと思っております。

次に、東白川村の道路の崩壊危険箇所の把握という点でございますけれども、本村における道路の崩壊によって孤立すると予想される集落につきましては、現在6集落を県に報告をしております。場所につきましては、大口、曲坂、黒淵、久須見、平の前山、それから西洞の押場ということで、

孤立予想集落台帳というものに掲載されております。

また、この孤立というものを少し細かく見ていきますと、あと4集落ほどが追加されるのではないかと考えております。これにつきましては、下親田の一木の付近ですとか、日向の大林洞の付近、それから柏本の東側の洞、それから大沢等が予想されております。今、申しました集落へのアクセス道路等につきましては、一般的にでございますけれども、道路構造令ですとか、道路橋の示方書といったような設計基準に基づいて設計施工がされております。

防災に関する基準につきましては、確率降雨強度というものがございまして、道路側溝とか暗渠などにつきましては10年確率雨量、橋梁につきましては50年確率、それから治山とか砂防といった要素が入ってまいりますと100年確率といった基準をもとに構造等の設計がされております。

また、地震につきましては、兵庫県の南部地震を受けまして、平成8年度に耐震設計基準が改定されました。しかし、その内容につきましては、それに対応した橋梁につきましては、現在4橋ほどしかありません。したがって、今後は橋梁の長寿命化計画に伴います維持修繕と並行しながら、橋の耐震補強も取り組んでいく必要があるかと思っております。

また、そのほか定期的な道路パトロールや道路支障通報による早期対応と、それから道路に近接しております山や川といったところに対します治山、それから急傾斜対策等の推進も併用しながら道路の防災、崩壊対策を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

集落の食料や医薬品の備蓄状況ということでございましたが、各自治会での備蓄というのはまだこちらではちょっと把握しておりませんが、各家庭でどれだけかは持っておっていただいているかなあとは思います。

先ほど言いましたように、防災センターでアルファ米を備えておる程度でございますし、医薬品につきましては、それぞれ防災センターに1箱ずつ救急箱を設置しておるにとどまっております。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、1番。

○1番（村雲辰善君）

まず、1点目の質問の県道72号線ですが、これは実際のところ、雨天時にその目で確かめても大変危険な状態ですし、冬場も危険な状態ということは明らかですので、なるべく早期に取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

次に、2点目の孤立集落についての件ですが、岐阜県でも第二期岐阜県地震防災行動計画というのを、この23年度から27年度までの取りまとめをしております。その中で、今回、東北でも非常に大きな地震がありました。岐阜県の将来予測される地震の被害想定ということで出ております。岐阜県の場合の被害想定は、今回東北であったような海溝型地震とは別に、内陸型地震の方がはるか

に大きいことがわかりますということで、このような報告を岐阜県の方が出しております。それを見ますと、東白川は阿寺断層が近いということもありまして、非常に高い震度の位置づけになっております。この資料ですと、震度が6、高いところでは7ということを描きしてあります。

こういうことを見ましても、先ほどの孤立が予想される集落は東白川村には現在6集落あって、新たに4集落も必要ではないかという話でしたが、こういうことはしっかり把握をしていただきまして、備えた方がいいのではないかと非常に思います。

今回の東北の地震につきましても、先ほど1番議員の方からの質問にもありましたが、非常に初期の対応で救助が行けなかったりとか、食料が届かなかったということがあります。東白川においても、1件目の質問にもありますが、現在道路から水が噴き出ているとか、昨年7月16日の災害のときも、各場所を考えてみても、そういう孤立する可能性というのは非常に高いように思います。

私が知るところだけでも、先ほど1件目の質問の72号線あたりも雨のときは危険を感じますし、小学校の通学路、バス停の近くのナベの水の噴き出しなんかも非常に危険を感じます。また、栃山あたりですか、去年の7・16のときに、上部の林道が崩れまして、それが谷に大量の土砂となって流れ込んでおります。そういうところも、今後雨が降ったら生活道の方に流れ込む危険性がありますし、その反対側も、昨年、谷から非常な土砂が流れております。

そういった把握の方を、この岐阜県が出している防災行動計画の資料を見ても、非常に精度を高めてやる必要があるのではないかと思います。その点について1件お伺いをしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

危険な場所においては、議員おっしゃるとおり、よく把握をし、そしてまた早期に工事をやっていかなければならんと考えております。把握については、例の栃山の林道あたりも森林組合とともに、山まで上がって行ってまいりましたが、確かに崩れた土砂が堆積しておるといふ場所もありますので、ただそれを今取り去るということではなくて、崩れたところをやっと山側へ通れるようにつくっていくというくらいのことしかできていないのが現状であります。特に、危険な箇所を把握するという、議員おっしゃるような、把握をしておいて順次やっていくという、そういうことが大切であると思いますので、今後進めてまいりたいと思います。

県道については、村でこうするというのも決定できませんので、土木事務所の方へ再三再四顔を見るたびに言っておるわけですが、どうもないそでは振れんというような感じでありまして、まことに残念であると思っておりますが、何とか村でもある程度の協力はしながら、一日も早く、特に通学の危険というようなことは対処していかなければならんと思っておりますので、また今後とも御指導いただきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

まず、把握をしていただくことの必要性を感じます。その後、やっぱり住民がどういうところが危険であるかということを知る必要があると思います。例えば、先ほど岐阜県が報告した6集落、そしてまだ新しい集落についても、やはり消防団を含め住民が把握する。また、先ほどの備蓄に関しましても、この報告書によりますと、これは東北の地震の件が載っていませんが、阪神大震災、宮城内陸地震、または新潟中越地震を踏まえて、救出、物資搬送にヘリコプターが有効であったというふうにもあります。

先ほど村長の答弁にもございましたが、もしその孤立した場所で、ヘリコプターがどこら辺におりられるのかなあというような把握も含めて取り組んでいただけないかなあと思います。あわせて、今、県の方の行動計画にも載っておりますが、自助、共助で災害に備えるということです。備蓄品を各家庭で用意するというのは自助ということですが、すべてそれで賄えることはかないませんので、各集落でのそういう備蓄品の用意というの、一応考えていただければと思います。先ほどの孤立集落をお聞きしましても、防災センターまで行けないということは明らかですので、その辺をぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

先ほどちょっとお答えがなかったんですが、新エネルギー特区に関しましての話です。

やはり、村のこれからの振興も考えますと、昨年、小水力の実験的な設置をしまして、太陽光発電のパネルを助成金を出して推進しているということは大変よいことだと思います。そこをもう一步踏み込んで、特区がそのまま受けられるかどうかというのは別問題として、東白川は林業地でありまして、再生可能なエネルギーというのは、まきストーブにここで間伐した木を使うということも、これは再生可能なエネルギーということになります。そういった意味では、まずは研究ということ、さっき村長の方も御答弁いただきましたが、かなり将来を期待して研究する余地があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。最後にお伺いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

私もそう思います。何とか、そんなような会とか会議とかをつくって、ひとつ当たってみるのも一つの方法じゃないかと思うので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

〔4番 服田順次君 一般質問〕

○4番（服田順次君）

日本で最も美しい村連合の加盟についてということで一般質問させていただきたいと思います。今回の一般質問は、昨年議員研修でお世話になった長野県の池田町がきっかけになったと察しております。NPO法人の日本で最も美しい村連合への加盟に手を挙げられたことについて、お伺いしたいと思います。

村長は、平成23年度予算編成基本方針にも、人口対策の一助ということで、東白川村を美しい村にして、後世に伝えるよう努力したいということでもあります。先日の総務常任委員会でも説明をいただき、来る7月13、14日に資格審査の日と聞いております。私も、日本で最も美しい村連合への加盟については大賛成でございます。インターネット等の資料によりますと、目的は、この連合はすばらしい地域資源を持ちながら、過疎にある美しい町や村が日本で最も美しい村を宣言することで、みずからの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行うこと。住民によるまちづくり活動を展開することで、地域の活性化を図り、地域の自立を推進すること。また、生活の営みによりつくられてきた景観や環境を守り、これらを活用することで、観光的付加価値を高め、地域の資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的としますということがうたってあります。まことに、東白川村にとっては、最も射た連合であるなあと思います。

しかしながら、審査合格には、加盟されてみえる36町村3地域を見ますと、相当厳しいのではないかとこのように思われます。そこで、日本で最も美しい村連合への審査に対しての姿勢と、またそれに加盟できたときは、それをどのように活用されて、描いておられるか、できれば具体的にお答えをいただければありがたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

服田順次議員にお答えをいたします。

この日本で最も美しい村連合は、議員の調査されたとおりでございます。この加盟については、昨年から白川村の村長に紹介してもらったり、本部である北海道美瑛町の町長にお会いし、お願いをしてまいりました。

目的は、東白川村の美しい緑の山や、きれいな白川や、お茶畑の景観を守るとともに、120年余にわたり守ってきた伝統文化をみずから守り、ふるさとに誇りを持ち、持続可能なふるさとづくりでございます。少し抽象的になりましたが、本音は村民のモチベーションを上げることと、交流人口の増加、特産品である林産物、加工品などに美しい村連合のロゴマークを使ってイメージアップをしてほしいと、こんなふう考えております。

東白川村は、基準はクリアしている自信はありますが、今現在の美しい状態はもちろんですが、今後この美しさをいかに維持し、後世に残していくか、この考えが審査に当たり大きなウエイトを占める部分ではないかと思っております。

議員お説のとおり、加盟のハードルはかなり高いものと思っておりますが、上辺を飾るだけでなく、ありのままの姿を見ていただくという考えでおります。しかしながら、審査員の通行場所は少しでも通行しやすいように、地域の方や業者の方に、できれば前倒しで草刈りなどをお願いできないかとお願いをしておるところでございます。大変忙しいときですが、できれば7月13日より前に、どうか通行をいたします恵那蛭川東白川線、そして越原付知線等、時間の許す限り、少しでも美しくしてまいりたいと、皆さんに御協力をいただきたいと思います。私も、この沿線

に住んでおりました、大変草が生えておりますので、何とか今度の日曜あたりに美しくしたいと思っております。

いずれにしても、東白川の白川茶をつくる、そして飲む文化、そしてまた長いこと続いております伝統芸能であります歌舞伎とか、特徴あるお寺のない村とかをアピールしながら、ヒアリングに臨みたいと考えております。何とか、これに参加をさせていただいて、少しでもイメージアップと、今後の村の育成に対しての励みにしたいと、こんなふうに思っておりますので、どうか議員の皆様方、村民の皆様方、御協力をよろしく願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

今、御答弁をいただきましたが、何とか通るといふ方の確率が高いといふふうにお聞きをしましたが、そうしますと、当然今おっしゃってみえるように、これが具体的にどういふふうになるかということについては、まだ模索中であるといふような感覚だと思いますけれども、できればこの機会を通して、村の皆さん方にも、思ったよりも東白川というところはいいところだということ認識していただきながら、村のイメージアップに、一人ひとりが向かっていくといふような姿勢が大切ではないかといふふうに思いますし、これからの東白川を、先ほど来ずうっとおっしゃってみえるように、伝統を残して、美しい村といふような理念で行くには、こうした冠というのは非常に大切であると思いますし、それを通して、商工会とか観光協会、そして第三セクターの道の駅の新世紀工房、ふるさと企画、そして野菜村とか、白川茶屋などにも働きかけていただきながら、何かを使うときには、日本で最も美しい村の商工会、日本で最も美しい村の観光協会といふような、頭につけていただければいいような、我々がそうした自覚といふか、自負ができるような、そうした村づくりに向かっていたきたいといふふうに思いますし、その方法については、今申した商工会とか観光協会、その他の施設に対しても働きかけをされるのかどうか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

これが通る確率が高いと私は思っておったわけでございますのでわかりませんが、もし通りましたら、全村一丸となって、今後ともこれを最大限に利用をしまいたい。これは連合でございますので、そのうちに東白川で総会も開けるかもわかりませんし、皆さんのそれぞれの町村、ほとんど町村で、市である場合は1万人なんてことはありませんので、一部分が入っておるわけですが、そういうところとも連携しながら、お互いの地域を高めてまいりたいと思っておりますので、また今後とも議会の方も御指導いただきますように、お願いを申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問。

○4番（服田順次君）

それでは最後にエールを送って、ぜひともこの資格を取れるように我々も御協力いたしたいと思
いますので、よろしく願いを申し上げて一般質問を終わります。

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

○6番（安倍 徹君）

それでは、村の人口減少と高齢化に対応した福祉について質問をいたします。この問題について
は、何度も私取り上げておりますので、重複する部分があるかと思ひます。

国の高齢化比率は、将来予測で2050年に39.6%というような数字を出しておる統計する機関がご
ざいます。2050年でございますから、40年も先の話でございますが、現在、私たちの村はこの39.6
を超えておる現状でございます。したがって、国がこれから向かうであろう高齢化社会の40年先を
歩んでいることとなります。

質問の前に、図表を添付しておりますので、これに基づいて、ちょっと掘り下げて現状を検証し
てみたいと思ひます。

人口が2,525人になったことは、村長も発表をしておられました。この表は、昭和18年から平成
21年度までの県が出しております年齢別人口統計によるものを参考にさせていただいております。
人口が減ったということで、東白川村は300人減と減ってしまったと、5年間。じゃあ、どこが減
ったのかを検証してみたいと思ひます。

グラフを3年齢に分けて出しておりますけれども、ゼロ、14歳、15歳、それから64歳、65歳以上
と、こう分けております。一番減っておるのは生産年齢でございます15から64歳のところでござい
まして、65歳以上の高齢者というのは、5年間でたった21人しか減っておりません。いわゆる今後
も統計の数字上からは、10年間、この年齢層はあまり減りません。どこが減っておるかといいます
と、15歳から64歳、あるいはゼロ歳から14歳のところの年少人口、あるいは労働人口が減ってお
るということに気がつくわけでございます。

もう一つ、先ほど青年を取り込もうということで、いろいろな御答弁の中でも村長のお答えにあ
りますし、施策の中でも、年少人口をどうやってつなげとめるかということで、住宅施策、いろい
ろなものを検討されておりますが、ここのところで、特に下にちょっと書いております21年度で20歳
から24歳の年齢層は50人減少しておりますが、現在、22年統計で、20歳から24歳のところは23人
でございます、ここ東白川村に住んでおる人口は。これを、例えば18年はどんだけ住んでおったの
かなあということを検証してみますと、18年は73人おりました、この20歳から24歳の青年層。ところ
が22年、わずか23人になり、50人減っております。もう一つ上の25歳から30歳をちょっと見てみ
ますと、18年に102人おったのが、22年7月1日現在では59人、43人減っております。

さらに詳しく、女性だけを取り上げてみますと、20歳から24歳です。これが、昭和18年の統計では24人おったものが、平成22年7月3人でございます、たったの3人でございます。25歳から30歳は48人が19人となりまして、これも少なくなっております。

このことを、我々は議会としても、大きく現状を把握した施策をとっていかなければならないのではないかと思いますのであります。若い人を定着させよう、先ほどにも質問がございましたが、就職をさせようと思っても、就職をさせる対象者がいないということでございます。一番心配をしている減少の段階のところ、病院のこの前の先生の話がありまして、患者数が減ったのは人口が減ったからだという話がございましたが、ここのところを見てみますと、病院にかかっている65歳以上の皆さん方は減っていないんですね。行政の、我々がこれから進めていかなければならないことは、40年先を行っている村は、老人対策、あるいは福祉に重点を置き、ここを充実して、雇用を図っていく、老人を世話することによって雇用を図っていくような施策です、例えばです。このことを進めていかない限り、この少ない人口の中で雇用を確保しようとしても、これは難しい問題でございます。

したがって、この現状65歳以上の人口が減っていない、この統計を今ここに持っていますけれども、今後10年はあまり減らないんです。65歳以下の方が、10年間はまだまだ多いんです。そこから先がどかんと減るわけでございます、10年間はこの施策を進めても、十分対応ができていくという結果が出てくるわけでございます。

そこで、この福祉関係については、今東白川の御老人の皆さんは元気でございまして、ゲートボール、あるいはいろいろで大会を開催されまして、元気に活動されておりますので、割と目につかないんですけれども、ここを充実していくことが一番大事ではないかと私は思っております。

国の介護行政というのは、国がお金がなくなってまいりまして、在宅を目指しております。いわゆる公共ではあまり受け入れられないから、在宅でやれよということでございますので、ここの部分を充実していく必要は、特に東白川の場合必要ではないかと思えます。

そこで、ちょっと三つ、四つ、こんなことを考えてみたらどうかなあとということで、具体的な例を挙げて質問をさせていただきます。

まず1番目に、国の介護保険行政というのは、財源不足などから在宅介護にシフト、比重を高めております。ひとり暮らし高齢者のみの家庭も多い村の現状から、高齢者が住みやすい住宅環境をつくる手助けが必要だと思います。介護保険の中にも、これが手当としてございますが、わずかでございますし、いろんな制約がございます。村として、独自の住みよい環境をつくるような補助を考えておられることはないだろうか、考える必要があるのではないかと、この辺をどう考えてみえるかをまず伺いをいたします。

それから、ひとり暮らしの高齢者の安否確認と不慮の事故、病気に対する緊急通報システムの整備でございます。

これは、うちの保健行政、介護行政というのはしっかりしておりまして、近所に通報システム、あるいは連絡網を一応はつくっております。訪ねたり、連絡をする方法を構築されております。し

かし、ひとり住まいの方というのは、どこでぱっと倒れられたり、急に動けなくなるということがございます。近く、現状でもあったわけでございますが、そのときに、何らかの形でお知らせする方法、いろいろなものがあるわけですが、こういうものの構築を考えていく必要があるのではないかなと思います。

それから3番目でございますが、これは高齢者に対して、各市町村も、後でまた発表いたしますが、いろいろな施策をしております。例えば、し尿のくみ取り券でございます。高齢者家庭は、意外と浄化槽がついていない家庭がございまして、ここら辺のところを、この券を、割引券、あるいはごみ袋、ここは資源袋がただになりましたが、いわゆる生ごみの袋とか、そういうもののある程度の減額配布、それからテレビ、公共料金、ここはテレビの視聴料と水道料でございますが、赤字の水道料ではございますが、少しずつの軽減をしてあげることにはできないかということでございます。

もう一つ、これは行政でお金がかかることでございますが、美濃加茂市あたりでは、もう設置をされておりますけれども、触れ合いの場というサロン形式のものでございます。ちょっと研究していかなければならないでしょうが、商業施設とタイアップをしたようなサロンとか、そういうもので、お年寄りの皆さんが気楽に集まれる場所を提供する必要が出てくるのではないかと考えています。この辺は、ただ物をつくれればいいというものではございませんので、どういうものかはこれから研究していかなければなりません、この辺のところを整備していく必要があるのではないかなと思います。

以上、東白川村の人口構成の現状から、早急にといたしますか、重点的に進めていかなければならない福祉行政について、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安倍徹議員にお答えをいたします。

議員の資料によるまでもなく、本当に人口の減少ということは、何を一つとっても悩みの種であるわけでございます。それで、何とか歯どめをとということでございますが、思うに任せないというのが現状でございまして、少子・高齢化の将来については非常に危惧をしておるところでございます。

高齢者の危険を防止すると、住宅改修等は、議員御指摘のように、介護保険で対処しております。住宅改修の件数、それから要援護者支援システムなどは、後ほど係から説明をいたしますが、介護保険で不足するような場合は、議員提案のように、村独自の補助も必要になる場面があるんじゃないかと、それは覚悟をしておるところでございます。老人のサロンとか、老人の集まる場所、そしてまた老人の住まれる住宅、こういうものは今後研究をしていかななくてはならないと思っております。

高齢者の触れ合いの場の提供については、保健センターや地域でもやっておりますが、サロンと

というようなものを村が独自で設置をするというようなことも、近い将来必要になる場面があるんじゃないかなあと考えております。

なお、公共料金の補助については、それぞれの料金の性格が違いますので、今後研究をさせていただきますが、資源袋は無料にいたしました。が、ごみ袋はいまだに高いわけでございます。当然、これに老人介護の、例えばおむつとかいうものを入れなくてはならんという場合もございますので、こういうものには、今後研究をし、配慮をしていかななくてはならんと思っております。これは、ほかの議員さんからもお聞きをしておりますので、このことについては、今後研究をさせていただきたいと思っております。今後とも、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

そうしましたら、介護保険の住宅改修費の資金運用状況を説明させていただきます。

平成20年度は16件ございまして、費用としては142万4,000円ほどで、支給額は128万1,000円ほどになります。1件当たり約8万100円ということです。大体、転倒防止の手すり取り付けのような工事が多かったと思います。それから平成21年度は、22件ございまして、費用としては192万7,000円ほど、支給額が173万5,000円ほどで、1件当たり約7万8,800円になります。平成22年度ですけれども、15件で、費用が162万5,000円、支給額が146万2,000円ということで、1件当たり9万7,500円ほどになります。このころになりますと、手すりの設置がありますけれども、バリアフリー化といいますか、段差の解消工事のようなものもふえてきております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

緊急通報システムについて説明をさせていただきます。

現行制度につきましては、平成9年6月1日に東白川村緊急通報装置対応事業ということで、運営要綱を設けて、これに基づき実施をしております。ひとり暮らしの高齢者に緊急時の連絡用として、通報装置を貸与して、福祉の増進に資するということを目的にしております。対象者は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者のうちで、緊急時の対応に危惧される方としております。

申請手続につきましては、対応申請書というのを提出していただきますが、その際には、緊急時の協力員を明らかにしていただくようなふうで、3名の方を求めています。また、民生児童委員さんの意見をお聞きするような申請書になっております。

装置の設置や撤去に要する費用については、村が負担してございまして、使用者は通話料のみ負担していただくことになっております。

本年4月30日現在の設置台数は15台となっております。今年度中に17台まで設置可能な予算措置ということで、緊急通報業務委託料を含めて、現在の予算が68万2,000円となっております。

独居の高齢者が安心して、安全に生活できるような見守りを目的として、平成9年から実施して

おるといふものでございます。65歳以上の独居の高齢者は、6月13日現在で99戸となっておりますので、設置率は15%、年度末に17%になるという見込みでございます。

村長の方から指示のありました要援護者支援システムについて説明をさせていただきます。

これにつきましては、今議会定例会に、地域支え合い体制づくり事業ということで、要援護者支援システムの構築と緊急医療情報キット整備と、24時間の支え合い・みまもり・地域巡回・随時訪問システム、三つの事業を合わせて521万2,000円の補正予算を提出させていただいております。

事業の目的は、要介護高齢者等、特別な配慮を要する弱者の在宅での生活を支えるために、住民の皆さんや、医療や介護に携わる者が行政と地域の皆さんと協働による地域の支え合いの体制づくりを目的としております。

その一つ目の要援護者支援システム構築事業につきましては、災害時における弱者支援を目的に、災害時要援護者マップを作成し、民生委員さんが必要な情報を共有して、それぞれの担当地区において、迅速な対応につなげる対応づくりをシステム化するものでございます。

事業の内容としましては、支援システムの導入に必要な携帯可能なパソコン、それからプロジェクターの購入、それから災害時の避難を想定したシンポジウム等を開催して、それに必要な講師代とか資料代を見込んでおります。また、住宅地図の購入などでマップを整備するものでございます。一朝有事の際に、民生委員さんと地域自主防災会、それから自治会、特に集落の自治会長さんについては、社会福祉協議会の方から福祉委員さんということでお願いもしてあります。消防団員や関係機関などとの実践行動時に、救護とか避難を円滑に行えるように、連携を図るものということで目的にしております。

また二つ目に、緊急医療情報キット整備事業では、孤独死の対策と、先ほど言いました99戸の独居の方と、66戸の75歳以上の高齢者の世帯がでございます。合わせて165世帯になるかと思いますが、こういった方々に、緊急時の医療に対応するために、緊急医療情報キットというものを整備するものでございます。

事業内容としましては、キットの作成、配付、それから購入に要する経費。説明も必要ですので、パンフレットとか記録用紙を作成する経費でございます。

キットは、ボトルの中に、主治医の名前だとか、薬の内容、緊急時の連絡先等を記入したものを記録用紙に入れて、キットの中に入れて冷蔵庫に配置しておくものです。これが見本になります。共通の商標マークがございまして、消防団員さんなどは、これがこの家に置いてあるよということがわかるわけですね。記録用紙がこの中にありまして、所要の連絡先だとか、お医者さんの名前なんかを書いたものでございます。これを冷蔵庫に入れておくわけですけど、冷蔵庫の前にもこのシールが張ってありますし、家の玄関にも張ってあるということで、救急隊員等の対応が迅速に行われる、そういうことを目的にこのキットを購入するものでございます。

なお、医療情報は、診療所にかかってみえる方については、所長と詰めをして内容を決めてまいり予定ですし、村以外の係りつけ医の場合は、ケアマネジャーさんだとか、民生委員さんを通じて、個人情報の取り扱いをこれから準備してまいりたいと思っております。

三つ目が、24時間の支え合い・みまもり・地域巡回・随時訪問システム事業ですが、これは弱者の安否確認や、不安な点に対する相談等への対応ということで、主に人材育成を目的として実施するものです。資格を取得された方を中心に、24時間の見守り体制をつくっていかうというものでございます。

事業内容につきましては、2級ホームヘルパーの養成講習会の開催、それから巡回に必要な車両の購入と、成年後見人研修の開催というようなことで、認知症になっても安心して住める村づくりを目指して、後見人の活用や高齢者の権利擁護を推進することを目的とした研修会を予定しているものでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

いろいろな体制を考え、これからも取り組んでいかれるようでございます。

他町村はどんなふうなことをやっておられるのかということでございますけれども、例えばごみ袋の助成なんですけれども、ある市町村の例でございます。し尿くみ取り料の助成券の交付、それから可燃のごみ袋でございますね、6ヵ月に対して30枚、年60枚、ごみ袋、不燃袋を6ヵ月で3枚、年6枚というようなふうで、具体的に施行されているところがございます。

それから、これは大阪の伊丹の例でございますが、人生80年いきいき住宅改造助成金という名目をうたわれまして、取り組んでおられるところもでございます。これは、いわゆる介護保険で最高額が20万でございますので、それ以上の部分についての上積み分についての助成をされておるところでございます。それから、大きいところでは、これは高崎でございますから、群馬県でございますが、ここは80万を限度として、住宅改造をされて、いろんな面で、詳しくはあまり申し上げませんが、出しておられます。

いわゆる高齢者をどうやって介護をしていくか、介護施設はあるといいながら、満杯の状態でございますし、それから介護施設へ移りますと、住民票を持っていかれる例が多いので、ここは人口対策の上でも、人口はここから減るということでございます。ここで、対応ができるような状況をつくれば、人口対策にもなるということにもなるわけでございます。ただ、高齢者の家庭だけでは、この施策を進めるには、全額補助というわけにはいきませんので、部分補助でございますから、どれだけかの金がかかるわけでございますが、それはやはりまちで働いておられる長男の皆さんとか、出ておるが、いずれ帰ってくるよというような人もあるかと思いますが、そこへも連絡をしながら、住宅の改修をやっていくまでの心遣いが必要かと思えます。

今、暮らしておられる方が、不便を我慢して、なるべく迷惑をかけたくないというような状況で生活をされている御老人の家族をお見受けするわけです。なるべく面倒をかけたくない、元気でいたいんだという。お子様方も面倒を見たいんだけれども、仕事の都合でここへ来られないという方もおられるわけでございまして、これは家族で話し合いの中に行政が入って、御両親が住みよい環

境をつくるには、あなたたちも少し援助してくださいよというようなことも大事ではなかろうかと思えます。

村が、これから取り組んでいく方向には、お金のかかることではございますが、人口比率から見て、決してこれはおろそかにできない部門でございます。この部門を生かしながら、先ほども申し上げましたように、雇用の確保を図り、今回も24時間見守り相談というようなことを企画されているようでございます。当然、資格者が要ります。これをもう一步発展させて、雇用という形態の形に発展させるということができれば、若い人たちの雇用の場を、この介護の関係のところで構築することができるわけでございますから、この辺のところを、工場の誘致とか、一朝一夕ではできないようなことを夢見るのではなく、現実何をしたら一番近道かを考えていく行政が必要ではないかと思えます。村長、この辺についてお考えをお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

お説ごもつともでございます。村でも、老人世帯、また弱い方々に対する思いやりというものは、保健センターの方でも毎日これに努めておるわけでございます。村としても、雇用の面がどうなるかということも、もちろんそれは大切ではございますが、今まで若いとき村のために頑張ってお働いていただいた老人の方々を大切にすることは当然のことでございますので、今後とも、なるべく御要望にこたえてまいりたいと思っております。

8月に里帰りと申しますか、よそへ出ておっていただく方に集まっておいて、懇談会等を開くと、非常に村にお世話になってありがたいというようなことで、福祉協議会の会費を払っていただける方もあると伺っておりますし、今後とも、こういう面も伸ばしていきながら、老人の方に幸せな老後を送っていただきますように、私も心して頑張っておまいります。どうか、議員の皆様方も、そのようなお気持ちを大切にさせていただきますことをお願いを申し上げて、回答にさせていただきます。

○議長（安江祐策君）

以上で一般質問を終わります。

午前中の会議は以上で終了したいと思います。午後は1時15分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。それでは、昼食をはさんで暫時休憩とします。

午後0時09分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、午前中に引き続き、午後の会議を再開いたします。

◎議案第36号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第7、議案第36号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第36号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年6月29日提出、東白川村長。

この条例改正ですけれども、4月27日にいわゆる震災特例法というのが公布されまして、それに伴って地方税法も改正されましたので、地方税法に適合するように税条例を改正するものでございます。

本文の方へ行きます。

東白川村税条例の一部を改正する条例。東白川村税条例の一部を次のように改正する。附則に次の3条を加えるということで、附則がついておりますけれども、別冊の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

三つの条文を追加するものでございますので、現行はありません、新ばかりですけれども、まず第18条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例というのですけれども、雑損控除といいますと、住宅が火災で焼けたとか、家財が盗難に遭ったようなときにできる控除ですけれども、ことしの損害はことしの所得から申告するというのが原則でございます。そうしますと、3月11日の震災で受けた被害は、来年の村民税から控除することになりますけれども、今回の特例によって、ことしの村民税と来年の村民税と、どちらか納税者が選ぶことができるという改正でございます。

それから、次のページの第19条へ行きますと、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例ですが、住宅借入金控除は、住宅ローン控除ですけれども、所得税と住民税から税額控除されるものでございます。これは、対象となる住宅を取り壊したりしたら、当然その控除は受けられなくなるわけでございますけれども、今回の震災で家を失った方がたくさんいらっしゃいますので、引き続き控除が受けられるというもので、その手続等の改正でございます。

それから第20条が、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等ということで、宅地の課税につきましては、住宅が建っている場合は、宅地の評価額の4分の1とか6分の1に一定面積まで軽減して税金を払っていることになっております。これも、住宅を取り壊すと、当然その特例は受けられないわけですが、今回の震災については、住宅がなくなっても、依然として特例が受けられるということで、それについての手続等を定めた条文でございます。

もとの条文に戻っていただきまして、一番最後の附則のところでございますけれども、附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定（附則第19条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行するということで、これも大変持って回った表現になっておりますけれども、先ほどの三つの条文のうち、第19条についてのみ、来年の1月1日から、あ

との二つの条文については公布の日から施行するというございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第8、議案第37号 東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第37号 東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例について。東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年6月29日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例。

東白川村エコトピア住宅条例の一部を次のとおり改正する。

第3条第2項の表を次のように改める。

これも新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

エコトピア住宅につきましては、4期に分かれて10棟の住宅を建設して、そのまま10棟の住宅が条例に残っておりますが、そのうち4棟につきましては、既に当時の入居者に譲渡して、村ではエコトピア住宅として管理しておりませんので、その分を表から外させていただくというものでございます。

外す4棟ですけれども、大明神の大明神4号、それから曲坂地区のエコトピア曲坂2号と3号、岐阜部品の前にある3棟のうちの2棟でございます。それから、エコトピア神付1号、五葉会館の少し上の方にあった住宅の4棟でございます。この4棟を表から外させていただきたいと思っております。

条文の附則に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号 東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号から議案第44号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第9、議案第38号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から、日程第15、議案第44号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの件を補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第38号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。平成23年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,259万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,007万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年6月29日提出、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正と、それから続きまして6ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、8ページをお願いいたしたいと思います。

まずこの補正に入ります前に、いろんなところの異動がございまして、職員人件費につきましては、職員の異動がございまして、組みかえをしております。一般会計でおきますと、給料と職員手当、それから共済費の負担率の変更もございまして、総額で607万6,000円ほどの減額になってきております。それから、臨時職員の補正につきましては、総額で526万ほどございまして、そのうち処遇改善におきまして、262万2,000円ほどの通勤手当とか期末手当などを払うようにしたことによって、今回補正をさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず2. 歳入、11款2項2目総務費負担金、補正額66万4,000円、村民センター改修工事の監理業務の負担金でございます。JAさんの方からいただく分でございます。

6目の農林水産業費の負担金、補正額が189万円、土地改良施設の修繕の負担金ということで、加舎尾地内の農道の舗装を県単土地改良事業で行いたいということで、地元負担金、土地改良と合わせまして、30%相当分をいただくものでございます。

14款2項3目の民生費県補助金、補正額が1,704万5,000円、4節の老人福祉費補助金で1,453万円でございます。まず最初に、岐阜県地域支え合い体制づくり事業補助金453万4,000円でございますが、これは先ほどお話に出ていました要援護者支援構築事業、これに72万9,000円、それから救急医療情報キットの整備事業で46万1,000円、3番目に24時間支え合い見守り事業に334万4,000円、三つの事業にこの補助金を活用させていただきまします。

それから、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業で999万6,000円、これはグループホームほのぼのの sprinkler の設置補助、それから浴室、トイレ等改修補助金に充てております。

次の5節の児童福祉総務費補助金251万5,000円でございます。地域子育て創生事業補助金、これにつきましては、四つほどの事業に充当しております。子育て支援事業、それから乳幼児のAEDの設置事業、保健センターにおける安心こども基金文庫の設置事業、それからみつば保育園の運営費と、その四つの事業に充てております。

それから、児童虐待防止対策の広報啓発事業補助金でございます。これにつきましては、展示パネルとか、図書等の啓発物品の整備に使用するものでございます。

6目農林水産業費県補助金、補正額が356万1,000円、農業費補助金では、土地改良修繕工事の補助金ということで、先ほど負担金のところでありました加舎尾の農道の舗装の県単土地改良事業の県の補助金でございます。

それから次の林業費補助金104万1,000円につきましては、緊急雇用事業の補助金でございます。

次に、14款3項8目の土木費県委託金、補正額9万2,000円、河川の維持修繕委託金ということで、リバープレーヤーの委託金でございます。商工会青年部の方へ委託をするものでございます。

次のページの16款1項2目指定寄附金、補正額が60万円でございます。総務費の方では、ふるさと思いやり基金の指定寄附ということで、愛知県知立市の和田さんから50万円、それから民生費の

指定寄附金で10万円で、社会福祉施設整備の指定寄附金で、曲坂の安江さんから、それぞれいただいております。

18款1項1目繰越金、補正額1,797万9,000円、前年度繰越金でございます。

19款4項4目の雑入、補正額が76万3,000円、雑入のところで、一つ目がCATVの保険金ということで、昨年7月28日の災害の分でございます。それから、収入印紙等売りさばき手数料が2万1,000円、それとヘルパー研修の教材負担金52万5,000円、それと中山間地域の直接支払補助金の前年度返還金ということで、7集落からの返還金が生じたもので補正をお願いするものでございます。

次に10ページ、3の歳出、1款1項1目の議会費、補正額232万4,000円の減額でございます。議会運営費9万3,000円の補正でございますが、東白川村の議長さんがこのたび全国の過疎地域自立推進連盟の理事に就任されるということで、その理事会に出席する費用をここで見ております。旅費と宿泊と駐車料金を見ております。

事務局費につきましては、241万7,000円の減額ということで、給料、職員手当、共済費、これは職員が異動したためにこれだけ減額になります。

次に、2款1項1目一般管理費、補正額が1,629万円でございます。一般管理費で、同じく1,629万円でございます。給料、職員手当、共済費につきましては、それぞれ職員の人事異動、それから共済負担金の変更によるものでございます。ここは、当初予算のときよりふえております。当初予算のときは人数が抑えてありましたので、2名ほどふえてきております。

それから、賃金につきまして130万円減額でございますが、これにつきましては、林業総務費の方へ移しかえをいたしております。

委託料につきましては、村民センターの改修の耐震工事の監理業務の委託料でございますが、当初予算で組んでありませんでしたので、ここで組まさせていただきました。

それから、積立金は、先ほどの指定寄附金の、和田さんからの指定寄附金を積み立てるものでございます。

2項の文書広報費が30万5,000円、広報広聴活動費でございます。臨時職員の処遇改善による追加でございます。

5目の財産管理費644万7,000円の補正でございます。まず、行政情報化推進費で12万6,000円の減額でございます。これは、その下のあります総合行政情報システムの移行に伴う予算の減額でございます。その下が総合行政システムの運営費657万3,000円でございます。11月の本稼働を目指してのここで経費を見させていただきました。

6目の企画費、補正額が6万円、企画費一般で6万円でございます。美濃加茂市との定住自立圏構想の推進会議を開いていくということで、委員の方の謝金でございます。10人分の2,000円の3回分をここで見させていただきます。

10目の地域情報化事業、補正額が214万3,000円、初めにCATVの一般管理費で26万5,000円の補正でございます。それと、その下の使用料徴収費、それから番組制作運営費、そのこの部分の賃金につきましては、職員の処遇改善による追加の部分でございます。それから、そのこの番組制作のと

ころの修繕につきましては、編集用VTRの点検・修繕をここで追加をさせていただきます。それから、その下の維持管理費78万7,000円でございますが、ここにつきましては、電柱移転工事や修繕料など維持管理費を補正させていただきます。

2款2項1目の税務総務費、補正額が20万1,000円の減額でございます。税務総務費が同じく20万1,000円で、ここは人数は変わりませんが、職員の異動による人件費の補正でございます。

2目の賦課徴収費118万円でございます。賦課徴収費で20万7,000円、ここにつきましては、手書き用の納付書の作成、それから村税の還付償還金につきましては、21年度の所得更正決定が22年度末に提出されたことに伴いまして、23年度に償還還付をするというものでございます。

税務情報化推進費97万3,000円で、委託料でございます。ここにつきましては、総合行政システムへの移行による減額補正、それから下の二つのスキャナーの開発委託、保守委託料につきましては、申告書を紙ベースで保管していたものを、データ管理にするようにこのシステムを導入するものでございます。

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費、補正額が2万円の減額でございます。ここにつきましても、人数は変わりませんが、職員の人件費の補正でございます。

それから、2目の住民情報処理費50万円の減額でございます。ここにつきましても、総合行政情報システムへの移行に伴います減額の補正でございます。

次のページの3款1項1目住民福祉費、補正額が24万4,000円の減額でございます。初めに、住民福祉費一般では8万7,000円、給料、職員手当、共済費、これも人事異動に伴う分でございます。

次の遺家族等援護事業8万5,000円でございますが、平和祈念館の運営委員会の活動補助金ということで、戦没者の遺品の受託品が大変ふえてきてまして、陳列棚を整備されます。それへの一部補助でございます。

次に、国民健康保険特別会計の繰出金2万3,000円でございます。これも国保会計の方の人件費が減額となりますので、繰出金の減額を行うものです。

後期高齢の医療につきましては、21万9,000円減額がございます。これにつきましては、総合行政システムの移行により減額になりますので、それに対しての繰出金を減額するものです。

3目の保健福祉費325万2,000円の減額でございます。保健福祉費一般で同じく325万2,000円、これにつきましては、給料、職員手当、共済費は人事異動の補正の部分と、それから次のページに積立金がございますが、先ほどの曲坂の指定寄附金をいただきましたので、これを積み立てるものでございます。

次の16ページの4目の老人福祉費、補正額が1,924万9,000円、高齢者の外出支援事業で20万1,000円で、ここも処遇改善に伴うものでございます。

それから、その下の痴呆対応型介護拠点施設支援事業ということで、まず工事請負費につきましては、グループホームの簡易水道の接続工事、笹屋線からほのぼのまでの本管の接続工事130万円、それから負担金補助のところ、負担金で簡易水道の負担金20ミリから40ミリへの変更で254万円を補正するものです。ここまでにしましては単独の事業で、その下の補助金、介護基盤緊急整備

等事業補助金（スプリンクラー等）と書いてありますが、これはグループホームほのぼのが補助金を受けまして、スプリンクラーや火災報知器を整備するものについて補助をするものです。それから、その下の（改修等）とありますが、これは浴室とかトイレ等の改修をするものです。両方合わせて999万6,000円。財源内訳にありますように、国・県支出金のところの999万6,000円がそのままここに充たるものでございます。

その次に、地域支え合い要援護者支援システム構築事業73万1,000円、先ほど診療所の局長から話がありましたけれども、災害時を想定して、システムの構築とか、シンポジウムの開催などをここで行います。報償費では、シンポジウムの講師代、それから備品購入では地図とかパソコンを、それぞれ県の補助金を活用しましてつくるものでございます。

同じく、その下も新規でございますが、地域支え合いの救急医療情報キットの整備事業48万6,000円でございます。独居老人などの緊急時の医療に対するためのキットを整備するものでございます。

その下も同じ事業でございますが、24時間支え合い・みまもり地域巡回・訪問事業ということで、独居老人、それから高齢者世帯の安否確認や相談事業に対する人づくり事業を行う事業でございます。ヘルパー研修の実施とか、見守り巡回車の購入をここで行います。

次に、18ページの3款2項1目児童福祉総務費、補正額が247万5,000円の減額でございます。初めに、子ども手当・児童手当の交付事業3万6,000円の減額、これも総合行政情報システムの移行によりましての減額でございます。

その下の子育て支援事業399万円の減額でございます。給料、職員手当、共済費につきましては、人事異動による減額でございます。それから、賃金につきましては、子育て支援の保育士の賃金をここで追加するものです。それから、報償費の7万4,000円、需用費の7,000円につきましては、これは新規の事業で、地域子育て創生事業という県の補助金を活用しまして、子育て事業の広報啓発事業として、人形劇の開催等を予定しております。それから、その下の補助金のところで、子育て支援事業補助金70万がございしますが、モックハウスの運営をNPO法人の方に行っていただきまして、より多くの人の利用を行っていくための運営補助でございます。それから、乳幼児のAED設置事業、同じくこれも新規でございます。68万3,000円、これも同じく地域の子育て創生事業という県の事業を活用しまして、モックハウス、それから保健センターに乳児用のAEDを設置するものです。その下も、同じ事業でございますが、「安心子ども基金文庫」設置事業46万7,000円で、これも同じように県の補助金を活用しまして、保健センターの空きスペースに安心子ども基金文庫を設置するものです。それから、児童虐待防止対策の広報啓発事業40万1,000円、新規の事業でございます。11月の児童虐待防止推進月間に合わせまして啓発を行うものでございます。それによるパンフレットとか、書籍とか、展示パネルなどを整備するものです。

次の2目の認可保育所費で、補正額が698万7,000円でございます。認可保育園の運営費でございます。給料、職員手当、共済費は職員の人事異動により補正するものですし、賃金のところによりますと123万7,000円増額でございますが、そのうち32万9,000円につきましては、処遇改善による

もの、残りの90万8,000円につきましては、先ほども出てきましたけれども、地域子育て創出事業の県の補助金を受けて行うものでございます。

次の4款1項1目の保健衛生総務費、補正額が87万9,000円の減額です。給料、職員手当、共済費は人事異動によるもので、負担金につきましては、次のページにございますが、加茂の休日急患診療所の負担金でございます。ここが11万7,000円でございます。

次の2目の予防費、補正額が7万7,000円、健康増進事業（がん検診）7万7,000円で、平成22年度の女性のがん検診の国庫負担金の返還金でございます。

2目の母子健康センター費2万4,000円の減額、母子健康センター費で、ここも職員の共済組合の負担率の変更により減額するものです。

5目の環境対策費、環境総務費で24万2,000円の補正でございます。共済費につきましては、職員の共済費の変更による減額、それから補助金のところで、太陽光発電システムの補助金がもう予約でいっぱいということで、新たに5基分の追加をさせていただくものです。繰出金は、簡易水道特別会計の繰出金28万1,000円の減額で、職員の人件費の減額が簡易水道で1万1,000円ございます。それと、総合行政システムの移行に伴う減額が27万円ございまして、その分繰出金を減額するものです。

6目の廃棄物対策費では2万1,000円の減額、ここは下水道特別会計の繰出金でございまして、下水会計の方の人件費が減額になるため、繰出金を減額するものです。

6款1項1目の農業委員会費、補正額が2万3,000円の減額、ここも職員共済費の料率の変更による減額でございます。

2目の農業総務費、補正額が371万円の減額、農業総務費で職員がここは3名から2名へ、1名減になっておりますので、異動によるものでございます。

3目の農業振興費、補正額が2,000円で、中山間地域等直接支払推進事業2,000円の補正でございます。平成22年度の国費、県費の補助金の額に変更がありましたために、返還金の補正をするものでございます。1,000円ずつありますが、実際は国費が500円、県費が6円というようなものでございます。

次の22ページ、5目の山村振興事業費、補正額が196万9,000円、ここにおきましては、宮代のオートキャンプ場につきましては井戸水で行っております。それで、50項目の水質検査を行っておりますが、その中の検査項目に弗素がございまして、基準値0.8を超えます0.95とかというような数値が検出されたため、その除去装置を今回設置したということで、工事請負費が184万4,000円、それから水質検査の追加の分で12万5,000円を補正させていただくものです。

7目の農地費106万6,000円の減額、ここにつきましては、給料、職員手当、共済費につきましては、もともと1名見ておりましたけれども、ここにつきましてはゼロ人ということで減額の補正でございます。それから賃金につきましては、処遇改善による分、それから工事請負費630万1,000円は、歳入のところで説明しましたが、加舎尾地内の農道舗装工事、延長約515メートルでございますが、この事業を行うものでございます。

6款2項1目の林業総務費、補正額が251万9,000円の減額、林業総務費で給料、職員手当、共済費につきましては、職員1名減による減額でございます。賃金につきましては、221万9,000円ございますが、このうち130万円は総務費からの組みかえでございます。残り91万9,000円につきましては、緊急雇用の臨時職員をここで見ております。

2目の林業振興費、補正額が13万円、村有林事業で、ここも臨時職員の処遇改善によるものです。

3目の林道総務費2万3,000円の減額でございます。職員の共済組合の減でございます。

7款1項1目商工振興費、補正額が180万円、次のページへ行っていただきまして、職員の給料、手当、共済費、人事異動によるものでございます。

2目の地域づくり推進費19万8,000円の増額、フォレストスタイル事業の職員の処遇改善の分でございます。

8款1項1目土木総務費、補正額が19万6,000円、ここにおきましても人事異動等による増額でございます。

8款3項1目住宅管理費、補正額が120万3,000円、修繕料におきましては、木曾渡住宅の戸袋の修繕、それから工事請負につきましては、フラットハイムの2号と7号の撤去修繕の工事でございます。

8款4項1目の河川砂防費、補正額が9万3,000円、委託料で、次のページにございますように、リバープレーヤーの委託料、河川の清掃の商工会青年部へ毎年のように委託をするものでございます。

9款1項1目の非常備消防費、補正額が19万1,000円、消防総務費で出動手当とありますが、4月6日の神付地内、それから4月14日の黒淵地内の火災出動の出動手当の補正でございます。

2目の消防施設費で24万9,000円、ここにおきましては、消耗品のところにつきましては、日向地内におきまして、消火栓のないところがございまして、まず早急にそこに消火栓のホースを設置したいということで、格納箱と消火栓ホースを緊急に設置するものです。それから、修繕料におきましては、ホースの乾燥塔の手動のウィンチが3本ほど修繕を要するところがございましたので、そのウィンチの修繕の費用でございます。

10款1項2目の事務局費、補正額が74万4,000円、教育委員会事務局費の給料、職員手当、共済費につきましては人事異動、それから賃金につきましては処遇改善によるものです。

10款2項1目学校管理費におきましては、補正額が179万2,000円、小学校管理費でございますが、その下の中学校費からの組みかえの部分でございます。それと、差額の部分につきましては処遇改善によるものでございます。

10款3項1目の学校管理費、補正額が167万2,000円の減額で、ここの部分が上の小学校費の方へ組みかえをした分でございます。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第39号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,048万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年6月29日提出、東白川村長。

2ページの第1表と3ページ、4ページの事項別明細書の朗読は省略させていただきます、5ページの2の歳入から行きます。

9款1項1目一般会計繰入金、補正額2万3,000円の減、一般会計からの事務費繰入金の人件費分の減でございます。

10款1項1目繰越金、補正額3,000円、前年度繰越金の増額でございます。

6ページ、3. 歳出、1款1項1目一般管理費、補正額18万5,000円の減、一般管理費のうち共済費につきましては、共済費の負担率の変更で2万3,000円の減になっております。委託料ですけれども、一般会計でも説明がありました総合行政情報システムへの移行に伴いまして、国保台帳管理システムの保守料が16万2,000円減額になります。

10款1項1目一般被保険者保険料還付金、これも一般会計でありましたように、前年度の所得更正がありまして、保険料が減額になるということで16万5,000円の歳出増になっております。

続きまして、議案第40号 平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,262万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年6月29日提出、東白川村長。

2ページの総括表と4ページの事項別明細書の朗読は省略させていただきます、5ページの歳入、7款1項1目繰越金、補正額102万3,000円、これは前年度繰越金でございます。

6ページへ行きまして、1款3項2目認定調査等費、補正額102万3,000円、臨時賃金の補正でございますが、時給から月給制度に変わったことに伴いまして、期末手当等も若干入ってきますし、休日の勤務とか、それから夜間勤務などが結構ありますけれども、これに伴う超過勤務手当相当分が、時給の場合は、かわりの休日をとるとか、所定内の時間数で調整してございましたけれども、これを超過勤務手当相当分の賃金として支払うということで、それから通勤手当相当分も払うというようなことで、若干金額が多くなっております。

それから次に、議案第41号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万8,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,466万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年6月29日提出、東白川村長。

2ページの総括表、それから4ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきます。

5ページの歳入ですが、2款1項1目一般会計繰入金、補正額28万1,000円の減、本会計の繰入金ですけれども、総合行政情報システムの移行に伴って費用が減少しますので、それに伴う繰入金が27万円の減、それから共済費相当分の減が1万1,000円になっております。

それから、3款1項1目繰越金、補正額70万9,000円、前年度繰越金の増でございます。

5款1項1目分担金254万円の増、加入者分担金ですが、グループホームほのぼのの水道メーターが20ミリから40ミリに変わるということで、20ミリの分担金が57万8,000円、40ミリは311万8,000円の分担金が必要で、その差額の254万円をいただくものでございます。一般会計からいただくことになっております。

それから、6ページの歳出に行きまして、1款1項1目一般管理費、補正額1万1,000円の減、これは共済費の負担率の変更に伴うものでございます。

それから、1款1項2目使用料徴収費が297万9,000円の増でございます。需用費、委託料、それから備品購入費とありますけれども、総合行政情報システムに移行するのに伴いまして、水道メーターの検針でございますが、今は検針員が紙に書いてきて、役場で入力して、それを情報センターへデータを送って、納付書をつくってもらう、あるいは口座振替のデータをつくってもらうということになっておりますけれども、これはハンディターミナルといいまして、その場で小型のパソコンですけれども、それに打ち込みをしまして、すぐにデータ化して、今月の料金が大体幾らになるかというのと、前月幾らの料金をいただいたという明細書をそのまま置いてきて、持ってきたデータをすぐオンラインで情報センターに送るというシステムを、加茂郡内の他のまちではそれは既に導入されておりまして、町村においてはまだ導入されておりませんが、それを導入されていくのを前提で、総合行政情報システムはできておりますので、その機械の購入と、それに伴うソフト、それから印刷代等の補正をお願いするものでございます。メーター検針員は2人ですけれども、機械は万が一の故障があると、すぐに代替機が必要ということで、3台分の購入を予定しております。

それから、議案第42号 平成23年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。平成23年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,168万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年6月29日提出、東白川村長。

2ページの総括表及び4ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきます。5ページの歳入、2款1項1目一般会計繰入金、補正額2万1,000円の減。

3款1項1目繰越金、補正額20万2,000円、前年度繰越金でございます。

歳出の方へ行きまして、6ページですが、1款1項1目、補正額2万1,000円の減、これは共済組合の負担率の変更に伴うものでございます。

2款1項1目施設維持管理費、補正額20万2,000円、修繕料になっておりますけれども、平東浄化槽の原水ポンプといいまして、一番最初に入ってきたものを曝気槽に移すポンプですけれども、これの修繕と、それから平西浄化槽のフロアもちょっと破損しかけになっておりまして、その修繕料を見込んでおります。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第43号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,387万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年6月29日提出、東白川村長。

2ページの第1表から4ページの事項別明細書、1の総括までを省略し、5ページの2. 歳入から御説明申し上げます。

6款1項1目繰越金、補正額77万1,000円、説明欄にあります前年度繰越金でございます。

8款1項1目、補正額10万円、説明欄に診療所施設整備指定寄附金、五加大沢の今井様から指定寄附金1件があったものでございます。

6ページの3. 歳出に移ります。

1款1項1目一般管理費、補正額12万1,000円、節、説明欄で、給料、職員手当、共済費、診療所一般管理費の給料と職員手当につきましては、4月1日の人事異動によるものと、共済費につきましては、料率の改正によるもので、12万1,000円の追加でございます。

2款1項1目医業費、補正額65万円、節の給料、3の職員手当等、4の共済費、7の賃金で、説明欄に移りまして、医業費で65万円を追加するものでございます。4月1日の人事異動によります給料で127万9,000円の減、職員手当で22万3,000円の減、共済費につきましては、正規職員に係る共済費の減額分と、次の賃金230万8,000円、これは処遇改善による臨時職員の看護師の賃金、介護職員の賃金、受付事務の賃金を追加して、上の共済費の方で臨時職員に係る社会保険料、労働保険料、雇用保険を追加するもので、共済費は差し引きで15万6,000円となるものであります。

3款1項1目基金積立金、補正額10万円、これは説明欄で、基金積立金で、医療設備等整備基金積立金10万円を追加するものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第44号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,458万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年6月29日提出、東白川村長。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正と4ページの事項別明細書の総括の部分は朗読を省略しまして、5ページの2. 歳入、4款1項1目一般会計繰入金、補正額21万9,000円の減、一般会計繰入金の事務費分の減でございます。

それから、6ページへ行きまして、3. 歳出、1款1項1目一般管理費、補正額21万9,000円の減、これは先ほどの総合行政情報システムの導入に伴いまして、後期高齢者医療のシステム保守委託料がその部分減額されてきますので、21万9,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の説明資料26ページの総合設備費についてちょっとお伺いしますが、この場合、新築の建物について、本来の消火栓の想定した距離から外れたところに新築されたことによる、多分ホースの買い増しであったりだと思いますけれども、この辺のときに、住民の方々もいろいろ質問を受けているんですが、今まで消火栓が整備されたときというのは、その時点における住宅事情において整備されてはきているんですが、今Iターンですとか、Uターンですとかが始まってまいりますと、想定外のところに家が建っていくということ等が今後もどんどん行われていくと思いますが、例えばこの場合ですと、ホースの買い増しということで何とか対応できていますが、場合によっては、消火栓の新しい設置等も今後出てくる可能性があると思いますけど、その監視体制と、今回ホースによってやるのか、消火栓を設置するかどうかの判断はなされたのかどうかと、その点の経緯をお伺いします。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

この補助で上げたのは、日向で新しく建てられて、消火栓がなかったということで、とりあえず緊急的に今回は消火栓を仮設で格納庫を据えさせていただいて、来年度の新年度予算でどうにか消

火栓をつけられるようにもっていきたいと思います。

村民課の方で、いろんな住宅の補助を受けて、これからつけられるところが出てくるとと思いますので、水道係の方と連携を密にしまして、その状況を把握しながら、できる限りそのあれに応じていけるようにしていきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今の御返答で僕の質問の意図はあれですけども、先ほどちょっと一般質問でも述べたように、災害等、火災等というのは、「あ、しまった」では、間に合わないことと、実は新築等の場合、下手をすると建築途中における火災においても、もしかしたら対応できる方が、本来ですと、予防という意味においては、非常に有意義ではないかと思っておりますので、新築等の情報があつた場合は前倒しとか、割と前へ前へ向かって整備していけるような方向がふさわしいかと思っておりますので、今後とも、その辺を注意していただけるとありがたいなと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

20ページの加茂休日急患負担金のことでですけども、新聞で前、4月だったか読みましたときに、木沢病院が救急の診療所がオーバーで、ちょっと加茂管内でということで、こういう動きがありまして加茂休日診療所が設立されたと思うんですけども、東白川村診療所は土・日やっていますけれども、これは東白川村の診療所も加茂管内の休日診療の中のエリアに入っているのか、その辺の関係をもう少し説明していただきたいし、もしこういう診療所で、加茂管内で休日診療ができるということであれば、やっぱり事前にCATVなんかで流していただいて、きょうはどここの診療所とか病院が当番になっていますということも村民に知らせるべきだと思うんですけども、その辺の情報の提供はどうなっているか、ちょっとお伺いします。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

この23年度休日急患診療事業につきましては、今の加茂医師会の方が5月1日から実施をしております。この負担金につきましては、美濃加茂市と加茂郡7カ町村の8町村で事業負担割になっておりまして、均等割と利用者割というようなふうでなっております。その根拠になるのが、22年度における木沢病院の休日急患の利用者の数から算出されておりました、23年度につきましては11ヵ月分の費用で、予算で上げさせていただきました11万7,000円となっております。これは24年度は1年分になりますので、13万3,000円が該当になってくるかと思っております。

もう一つの啓発につきましてですが、住民に対してのということですが、4月の組長配布によりまして、各家庭の方へはお配りをさせていただいております。輪番制でございますので、変更があった場合は、それを今のCATVでお知らせするというような予定にしております、現在はまだその変更がないというようなことで、変更があった場合は、またお知らせしてまいりたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

そうしますと、東白川村診療所も、このエリアというか、それに入っているわけですね。

○議長（安江祐策君）

事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

本村の北川医師も当番で参画をしております、年間のうちに1回は当番で木沢病院の方で勤務に当たる予定になっております。

参画できる医療機関については、申し出を受けて、医師会の方で取りまとめをして、輪番制を決めておるということでございます。

東白川村では、ちょっとエリアもあれで、まちの方の人がこちらへ来るというのはということ、所長が向こうへ出て行って、会場を借りてやるということ、そういうふうで実施中でございます。

[「もう一つお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

22ページの宮代オートキャンプ場の井戸水の水質が悪いための装置ですけれども、悪ければ、飲料水ですので、いい水にしなきゃならんわけですけれども、村としてはここは冬場は、キャンプ場ですので、使用はされていませんけれども、将来的に、高くつくとは思いますが、水道を引く計画があるのか、こういうところはもう引かないのか、もし考えがあればお伺いしますし、村の中の団体の中で、井戸水を使って営業をされているところは、きちっと水質検査を別に100%、50項目ですか、やっているのか、その辺のこともちょっとお願いします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

宮代のキャンプ場の水質の件ですけれども、当初は水道管を引くという前提で、旧道の方に本管があります関係で、旧道から分岐をさせて、宮代橋へ共架させて持っていく方法と、それからもう

一つは、下野の方から配管を持っていくという2通りを考えておりましたが、宮代橋の共架については、構造上許可が出ないということでありまして、下野側からの方法は、一応民地を通過していくということで、それに経済比較しましても、そちらの方が割高になるということで、結局、井戸水の水をくみ上げるところに、この浄化装置とあって、これはブローアームみたいなもので、水を泡立たせて、気泡によって飛ばすということで、これは1ヵ所で管理上も便利があるということで、これに決めさせていただいております。

水質の基準の関係なんですけれども、一応飲料水ということ等につきましては、水質基準に関する省令ですとか、水道法施行規則の一部改正及び水道水管理における留意事項といったような通達におきまして、すべての水源について、原水について、1年に1回は50項目を調査しなさいとうたっておりますので、公共的などところにつきましては実施するべきであると。ここにうたっておりますので、実施する必要があると思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

最後のところがちょっと聞きづらかったんですけれども、要は、私が言いたかったのは、例えば加工施設ですね、あるいはお茶組合とか、そういったところの飲料水を使うところも、きちんとこういう保健所の50項目の検査の中の項目の中にちゃんと義務づけられているのか。飲料水では、今言ったように、各村の中も水道組合、こういった流れの中で村の水道へ入りましたけど、公の施設が、こういう水を使うところが、そういう水質検査をきちっとやっているかどうか、それをちょっと聞いたかったわけなんですけれども。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

間違っておったらすみませんけれども、東白川製茶もちょっと前にたしかかえられたと思いますし、公園もございますけれども、瀬音公園とか、はなのき公園、つちのこ公園、それぞれのつきましても、村の簡水を使っております。今の村の持っている施設で井戸というのは、たしかキャンプ場だけだったと思います。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今、答弁いただきましたけど、もう一度しっかりそういったところの事業所なり、こういうところなんかの場合でもちゃんと一回確認のために調査をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第44号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第44号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

◎議会推薦第1号について

○議長（安江祐策君）

日程第16、議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦の件を議題とします。

ここで、安江眞一村長の除斥を求めます。

〔村長 安江眞一君 退場〕

本件については、6月1日付東産第210号によって、村長より農業委員会委員の任期が今年7月19日に満了することになるので、農業委員会に関する法律第12条第2項の規定により、4人以内を推薦願いたいとの通知を受けましたので、議題といたします。

農業委員会委員の推薦については、さきに行われました議会運営委員会において推薦案を決め、提出させていただきました。ここで、議会運営委員長より発表していただきます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

議会推薦第1号 農業委員会委員の議会推薦について。農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づき、次の者を推薦する。氏名、住所、生年月日。安江眞一、加茂郡東白川村越原2011番地の2、昭和15年4月13日生まれ。安江眞知子、加茂郡東白川村神土4756番地、昭和24年12月14日生まれ。安江直子、加茂郡東白川村越原1421番地、昭和28年12月8日生まれ。今井美幸、加茂郡東白川村五加1214番地2、昭和35年3月20日生まれ。以上です。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員は、ただいま発表のあった4名の方々に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま発表のあった安江眞一君、安江眞知子さん、安江直子さん、今井美幸さんの4名の皆さんを農業委員会委員に推薦することは可決されました。

安江眞一君の除斥を解除します。

〔村長 安江眞一君 入場〕

ここで、安江眞一君に、議会が農業委員会委員に推薦したことを報告します。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江祐策君）

日程第17、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

平成23年6月29日、東白川村議会議長 安江祐策様、議会運営委員会委員長 服田順次。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. その他議会運営上必要と認められる事項。6. 議長の諮問事項に関する調査について。以上。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（安江祐策君）

本定例会に付されました事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

一言お礼を申し上げます。

第2回の定例会に付された議案、慎重審議の上、お認めをいただきまして本当にありがとうございました。今後とも、これに沿って行政を進めてまいります。今後とも御指導いただきますように、お願いを申し上げてお礼といたします。ありがとうございました。

午後2時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員